【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年２月21日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横井 正道
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 宮崎　洋行
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	大和住銀ＤＣ外国債券ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(１)【ファンドの名称】

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド
（以下、「当ファンド」といいます。）

(２)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(３)【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

(４)【発行（売出）価格】

取得申込受付日（注１）の翌営業日の基準価額（注２）とします。

（注１）英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。

（注２）基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

(５)【申込手数料】

ありません。

(６)【申込単位】

販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】
平成24年２月22日から平成25年２月19日までです。

（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】
ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。
大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（９）【払込期日】
①申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

②申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】
申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】
①振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
（参考）
◆投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

②日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(１)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の公社債へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 一般）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含まず） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　一般））
…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて実質的に債券（一般）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（一般）とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含まず）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含まず）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

イ．インターナショナル債券マザーファンドへの投資を通じて、海外の公社債へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ロ．シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

◆シティグループ世界国債インデックス（除く日本）とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数で、平成23年12月末時点で世界22ヵ国で構成されています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）とは、米ドルベースのシティグループ世界国債インデックス（除く日本）を委託会社が円換算したものです。

■ベンチマーク構成国（2011年12月末現在）
アメリカ、カナダ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、ポーランド、ノルウェー、シンガポール、マレーシア、メキシコ
(注１)ベンチマーク構成国以外の国の債券へ投資する場合があります。
(注２)ベンチマーク構成国は今後変更になる場合があります。

ハ．Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの運用ノウハウを活用します。

マザーファンドにおける運用指図に係る権限をＴ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託します。

＜Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの概要＞
同社（所在地：英国ロンドン）は、米国Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるＴ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。Ｔ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるＴ．ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、Ｓ＆Ｐ500インデックスの採用銘柄です。Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

○国別・通貨別配分
各国市場のマクロ分析を基に金利・為替見通し、相対的魅力度を策定し、十分分散効果が働くような国別・通貨別配分をそれぞれ決定します。

○銘柄選択
Ｔ．ロウ・プライス・グループにおける調査能力を活用し、個別銘柄を選択します。

○リスクコントロール
構築されたポートフォリオにおけるベンチマークに対する予想変動率等のリスクを随時把握します。リスクは金利リスクと為替リスクに分離して把握します。

＜運用プロセス＞

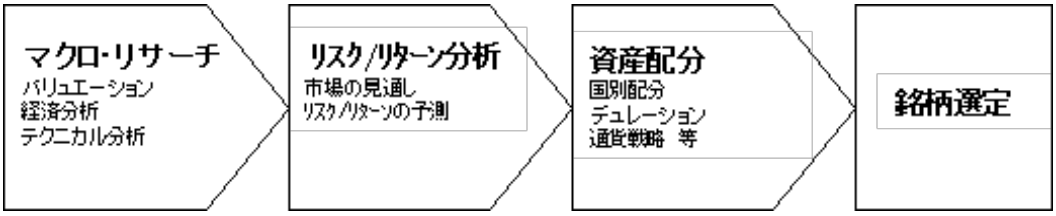

ニ．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ホ．運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（大和住銀ＤＣ外国債券ファンド）とし、その資金をマザーファンド（インターナショナル債券マザーファンド）に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、ベビーファンドから有価証券等に直接投資する場合もあります。

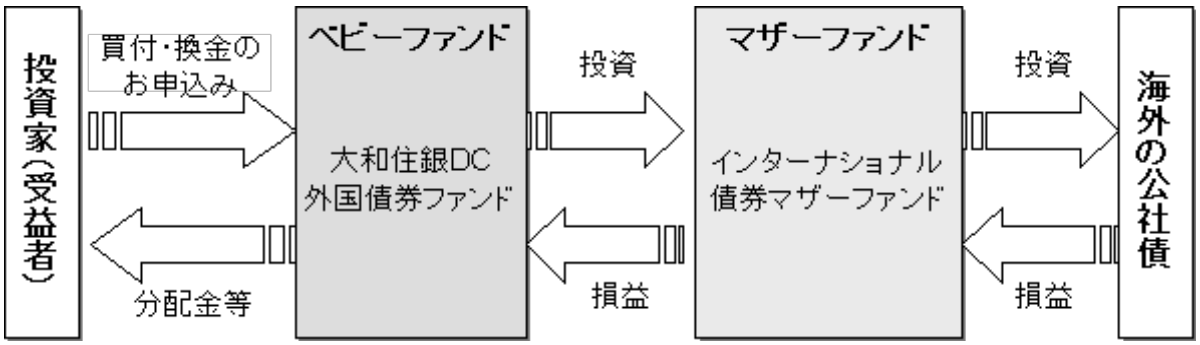

④信託金の限度額

信託金の限度額は、１兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年９月21日 信託契約締結
平成13年９月21日 当ファンドの設定・運用開始
平成19年１月４日 投資信託振替制度へ移行

なお、投資対象であるインターナショナル債券マザーファンドは平成13年２月23日に設定され、運用が開始されています。

（３）【ファンドの仕組み】

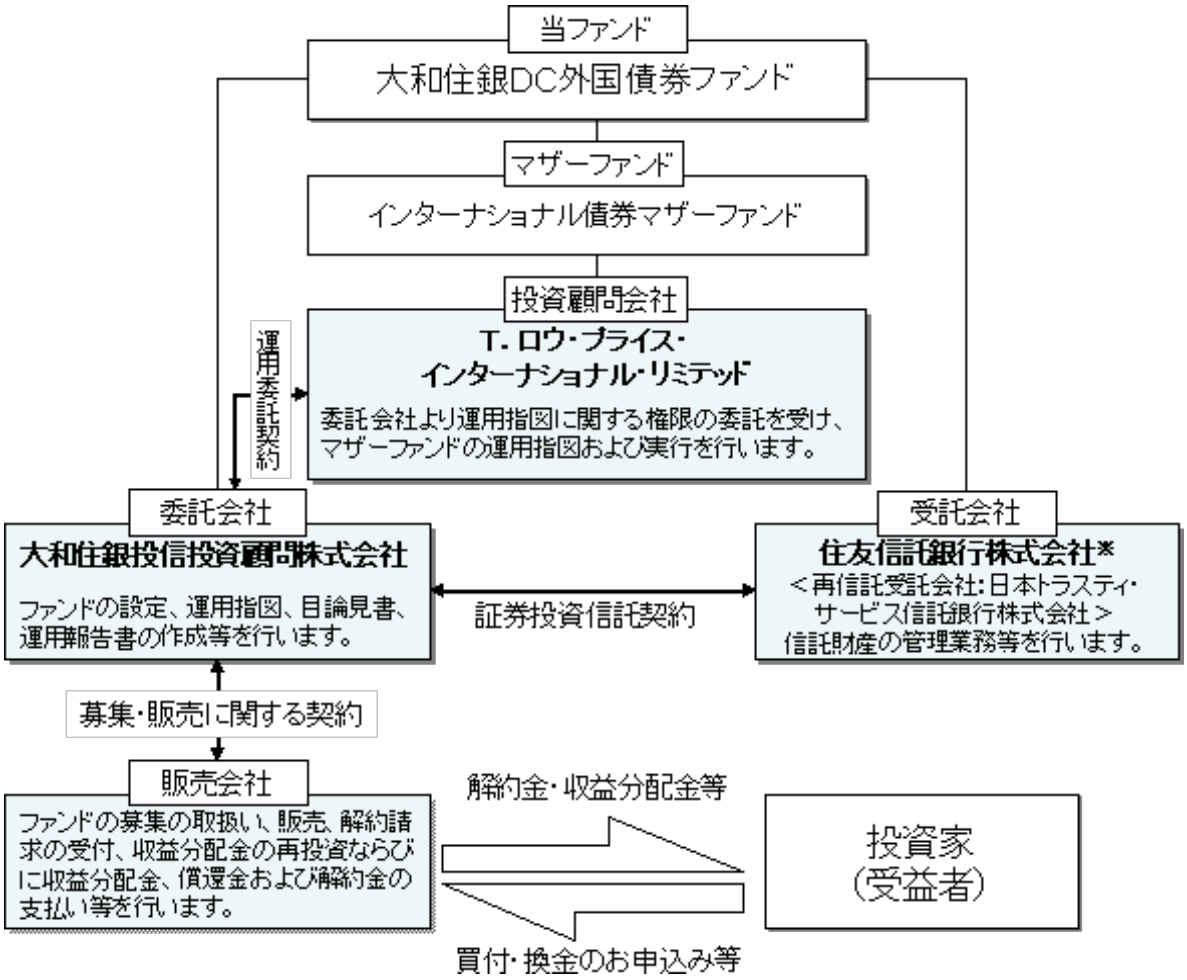

※住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年４月１日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。本書において、以下同じです。

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。
投資顧問会社	インターナショナル債券マザーファンドの運用指図にかかる権限等を規定した運用委託契約（投資一任契約）を締結しています。

②委託会社等の概況（平成23年12月末現在）

・名称　大和住銀投信投資顧問株式会社
・代表者の役職氏名　代表取締役社長 横井 正道
・本店の所在の場所　東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
・資本金の額　20億円
・会社の沿革　昭和48年６月１日 大和投資顧問株式会社設立
平成11年２月18日 証券投資信託委託業の認可取得
平成11年４月１日 住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内１－９－１ グラントウキョウ ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内１－１－２	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア イースト プラットストリート100	385,000	10.0

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①インターナショナル債券マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の公社債に投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

②シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

③資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ．有価証券
　ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
　ハ．金銭債権
　ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
　イ．為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたインターナショナル債券マザーファンド（以下「マ

ザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、６の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち６の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、１から５までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

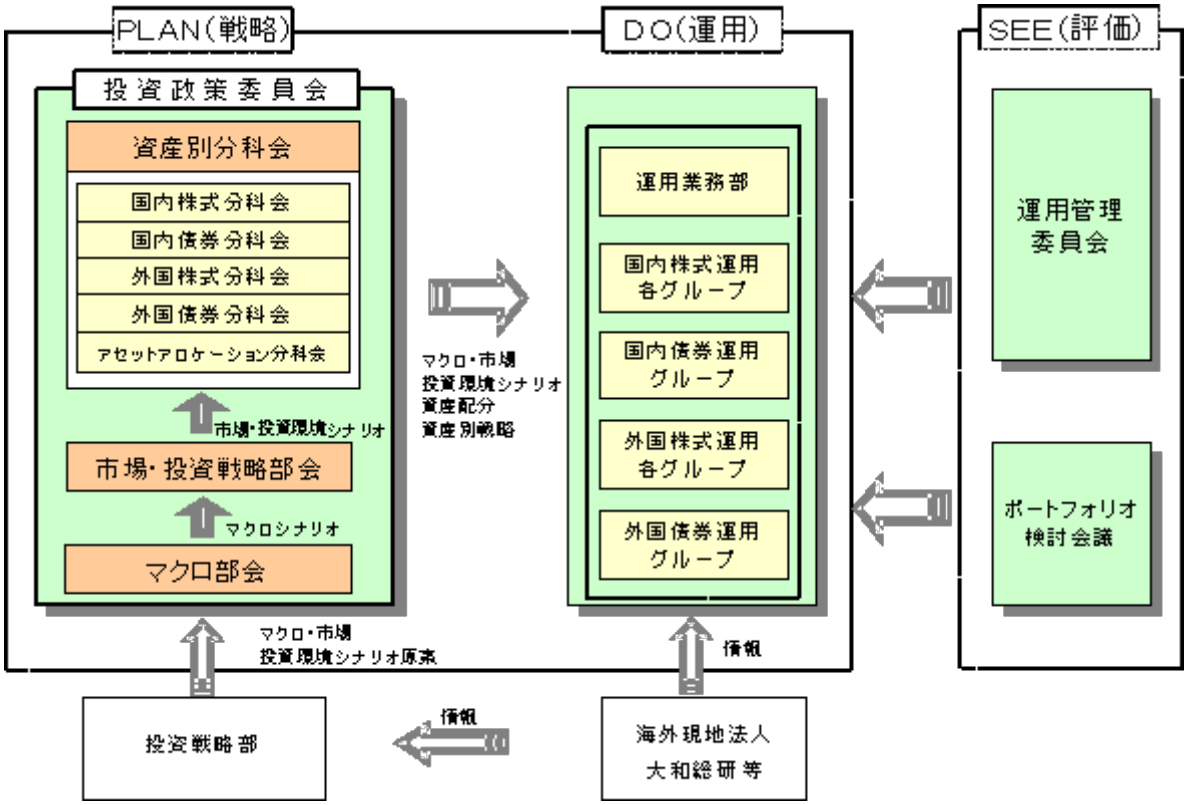

＊当ファンドの運用体制に係る運用本部の人員数は、平成23年12月末現在で約100名です。
＊運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
＊運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「３　投資リスク＜リスクの管理体制＞」に記載しております。
＊当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

（４）【分配方針】

①毎決算時（毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。
イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。
ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。
ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】
当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する株式（転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限ります。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

＊信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ロ．投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所※に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ロ)前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ．同一銘柄の株式等への投資制限

(イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．信用取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信

託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヘ．先物取引等の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

(ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト．スワップ取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヘ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(ａ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ｂ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内

とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入にかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

カ．外国為替予約の指図および範囲

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ロ)前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ)前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

タ．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

次へ

（参考）マザーファンドの投資方針

インターナショナル債券マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

（１）運用の基本方針

当ファンドは、日本を除く世界各国の公社債を中心に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（２）運用方法

①投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

イ．シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ．債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。

ハ．運用の指図に関する権限をＴ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。

＜運用体制＞

Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの運用体制は以下の通りです。

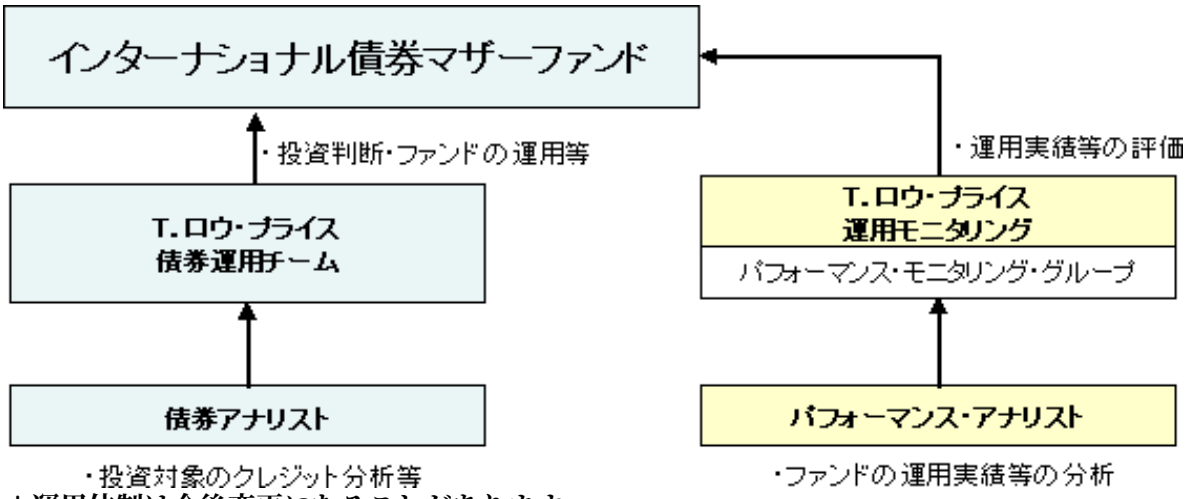

＊運用体制は今後変更になることがあります。

ニ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用の指図

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権
ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

②委託会社（委託会社から運用の指図に係る権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
６．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、６の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち６の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、１から５までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14

の証券を「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記③の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(４)主な投資制限
①株式への投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

②同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

③同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦スワップ取引は、以下の範囲で行います。
イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能

なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

３【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

□当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
□信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
□投資信託は預貯金と異なります。
□当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
□投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜基準価額の変動要因＞

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(１)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて

デュレーションとは、金利の変動に対する債券価格の変動性を表す指標です。一般的にデュレーションの値が大きいほど、金利の変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなります。

(２)外国証券投資のリスク

＜為替リスク＞

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜カントリーリスク＞

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(３)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(４)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(５)ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

＜その他の留意点＞

(１)収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(２)繰上償還について

当ファンドは、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(３)ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算）をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

(４)換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(５)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(６)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

(７)その他

委託会社と投資顧問会社（Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド）との合意等により、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

＜リスクの管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 （20名程度）	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 （20名程度）	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 （６名程度）	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー （１名）	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 （５名程度）	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆プロダクト管理部 （８名程度）	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
◆運用審査室 （３名程度）	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆トレーディング部 （20名程度）	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

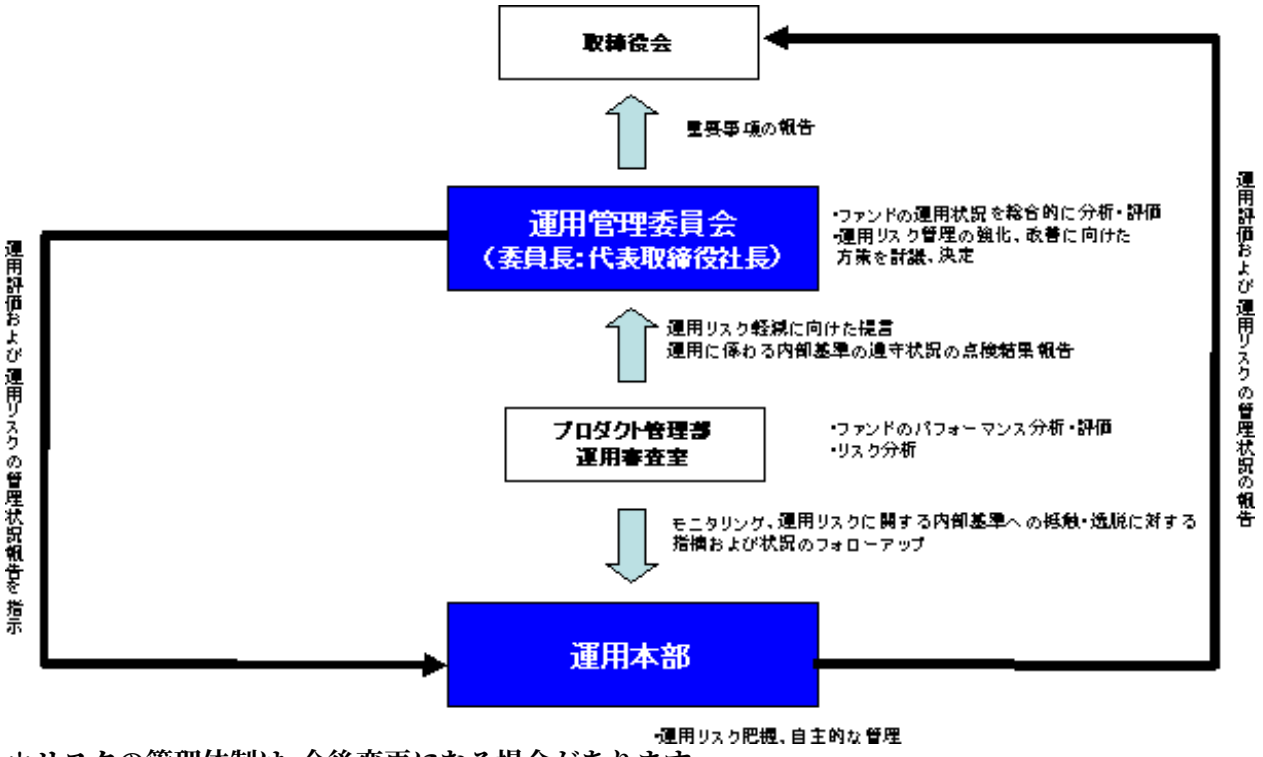

＊リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

４【手数料等及び税金】
（１）【申込手数料】
ありません。

（２）【換金（解約）手数料】
ありません。

（３）【信託報酬等】
委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3335％（税抜1.27％）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.651％ （税抜0.62％）	年率0.630％ （税抜0.60％）	年率0.0525％ （税抜0.05％）

※マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

①信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

④委託会社の報酬には、Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に対して、年10,000分の36の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】
①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費、受託会社の立替えた立替金の利息お

よび信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.0105%（税抜0.0100%）以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

④信託財産留保額はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。また、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

＜平成25年12月31日まで＞

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税７%および地方税３%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税７%および地方税３%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

＜平成26年１月１日以降＞

・収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税５%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税５%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

＜平成25年12月31日まで＞

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、７％（所得税７％）の税率で源泉徴収されます。

＜平成26年１月１日以降＞

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15％（所得税15％）の税率で源泉徴収されます。

＜益金不算入制度について＞

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

＜個別元本について＞

・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分

配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は、確定拠出年金制度および税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成23年12月末現在）

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （インターナショナル債券マザーファンド）	日本	1,575,586,683	100.16%
純資産総額		1,573,141,482	－

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

＜参考：マザーファンドの投資状況＞
（平成23年12月末現在）
インターナショナル債券マザーファンド

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
国債証券	アメリカ	2,268,084,939	29.41%
	ドイツ	818,356,377	10.61%
	イギリス	675,976,682	8.77%
	イタリア	471,380,015	6.11%
	フランス	279,523,032	3.63%
	メキシコ	266,581,627	3.46%
	カナダ	233,507,815	3.03%
	スペイン	190,229,591	2.47%
	ベルギー	189,974,814	2.46%
	マレーシア	124,280,391	1.61%
	オーストリア	99,528,630	1.29%
	韓国	85,246,862	1.11%
	ポーランド	41,655,902	0.54%
	ロシア	40,113,840	0.52%
	カタール	36,968,479	0.48%
	オランダ	35,150,962	0.46%
	デンマーク	30,771,291	0.40%
	ナミビア	19,873,259	0.26%
	フィンランド	19,658,088	0.25%
	ブラジル	19,581,734	0.25%
	リトアニア	17,447,771	0.23%
	スウェーデン	17,047,977	0.22%
地方債証券	オーストラリア	40,921,908	0.53%
特殊債券	オランダ	93,817,909	1.22%
	ルクセンブルグ	45,587,903	0.59%
	南アフリカ	35,331,275	0.46%
	ドイツ	30,383,045	0.39%
	メキシコ	19,444,717	0.25%

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
社債券	アメリカ	324,795,902	4.21%
	イギリス	171,434,781	2.22%
	フランス	91,840,434	1.19%
	ケイマン諸島	74,789,787	0.97%
	オランダ	63,786,370	0.83%
	カナダ	43,734,824	0.57%
	スペイン	28,275,792	0.37%
	アイルランド	27,690,546	0.36%
	オーストラリア	25,117,503	0.33%
	イタリア	23,289,439	0.30%
	ルクセンブルグ	21,264,952	0.28%
	スイス	19,976,936	0.26%
	チリ	19,862,570	0.26%
	韓国	19,290,854	0.25%
	ブラジル	16,189,355	0.21%
	カザフスタン	15,857,405	0.21%
	ドイツ	15,226,752	0.20%
	ノルウェー	10,314,718	0.13%
	バミューダ	5,605,518	0.07%
	チェコ	5,321,516	0.07%
	スウェーデン	5,208,972	0.07%
	デンマーク	5,143,007	0.07%
	ガーンジィ	4,165,365	0.05%
純資産総額		7,710,833,266	－

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(２)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成23年12月末現在）

イ．主要銘柄の明細

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	インターナショナル債券マザーファンド 日本	親投資信託受益証券 －	1,035,412,160	1.5093 1,562,848,468	1.5217 1,575,586,683	－ －	100.16%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

＜参考：マザーファンドの主要銘柄の明細＞

インターナショナル債券マザーファンド

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	US TREASURY NOTE アメリカ	国債証券 ―	7,504,000	8,224.03 617,131,725	8,036.91 603,090,227	4.0000 2012/11/15	7.82%
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	4,045,000	7,790.03 315,106,727	8,315.69 336,369,754	2.3750 2016/03/31	4.36%
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	2,607,000	9,036.70 235,586,836	10,445.69 272,319,153	4.6250 2040/02/15	3.53%
4	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	3,041,000	8,361.58 254,275,731	8,568.34 260,563,442	2.8750 2018/03/31	3.38%
5	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	2,269,000	10,430.14 236,659,942	10,708.49 242,975,735	2.5000 2021/01/04	3.15%
6	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	2,862,000	7,979.09 228,361,822	8,030.54 229,834,112	2.0000 2013/11/30	2.98%
7	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	1,935,000	10,489.35 202,969,062	10,629.94 205,689,348	3.7500 2013/07/04	2.67%
8	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	1,414,000	10,645.87 150,532,727	12,900.95 182,419,447	4.0000 2037/01/04	2.37%
9	UK GILT イギリス	国債証券 ―	1,157,000	11,729.39 135,709,146	14,664.74 169,671,088	4.2500 2032/06/07	2.20%
10	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	2,000,000	7,796.16 155,923,360	7,796.46 155,929,337	0.6250 2012/06/30	2.02%
11	UK GILT イギリス	国債証券 ―	958,000	11,988.44 114,849,282	14,779.76 141,590,116	4.2500 2039/09/07	1.84%
12	MEX BONOS DESARR FIX RT メキシコ	国債証券 ―	21,181,000	611.53 129,528,541	638.87 135,319,435	8.5000 2018/12/13	1.75%
13	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 ―	956,000	12,547.85 119,957,505	13,164.00 125,847,892	5.7500 2032/10/25	1.63%
14	UK GILT イギリス	国債証券 ―	849,000	13,032.28 110,644,130	14,445.49 122,642,224	4.5000 2019/03/07	1.59%
15	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	1,414,000	7,919.77 111,985,684	8,206.70 116,042,749	2.2500 2015/01/31	1.50%
16	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	1,317,000	9,294.60 122,409,909	8,273.32 108,959,710	3.7500 2021/03/01	1.41%
17	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	1,370,000	9,333.03 127,862,549	7,933.93 108,694,893	5.0000 2040/09/01	1.41%
18	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券 ―	1,224,000	8,236.69 100,817,146	8,403.14 102,854,553	2.6250 2016/04/30	1.33%
19	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	898,000	10,954.73 98,373,477	10,897.32 97,857,983	4.2500 2014/01/04	1.27%
20	MEX BONOS DESARR FIX RT メキシコ	国債証券 ―	15,826,000	598.46 94,713,171	603.53 95,515,043	8.5000 2038/11/18	1.24%
21	BUONI POLIENNALI DEL TES イタリア	国債証券 ―	973,000	9,904.73 96,373,044	9,747.11 94,839,444	2.0000 2013/06/01	1.23%
22	US TREASURY BOND アメリカ	国債証券 ―	844,000	8,697.70 73,408,644	11,063.95 93,379,795	5.3750 2031/02/15	1.21%
23	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND ドイツ	国債証券 ―	780,000	10,754.01 83,881,318	11,078.10 86,409,180	3.7500 2015/01/04	1.12%
24	KOREA MONETARY STAB BOND 韓国	国債証券 ―	1,261,970,000	6.75 85,281,807	6.75 85,246,862	3.6200 2012/04/02	1.11%
25	FRANCE O.A.T. フランス	国債証券 ―	689,000	10,697.41 73,705,197	10,819.27 74,544,806	4.0000 2014/10/25	0.97%
26	US TREASURY BOND アメリカ	国債証券 ―	683,000	8,588.40 58,658,800	10,727.49 73,268,811	5.2500 2029/02/15	0.95%
27	UK GILT イギリス	国債証券 ―	480,000	13,421.23 64,421,932	13,470.23 64,657,143	5.0000 2014/09/07	0.84%
28	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN オランダ	特殊債券 ―	737,000	8,585.21 63,273,048	8,726.31 64,312,941	5.2500 2017/01/31	0.83%
29	UK GILT イギリス	国債証券 ―	463,000	13,067.49 60,502,503	13,812.89 63,953,703	4.7500 2015/09/07	0.83%
30	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO スペイン	国債証券 ―	599,000	10,206.82 61,138,878	10,270.10 61,517,920	4.4000 2015/01/31	0.80%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

種類別	投資比率
親投資信託受益証券	100.16%
合計	100.16%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

＜参考：マザーファンドの投資有価証券の種類別投資比率＞
インターナショナル債券マザーファンド

種類別	投資比率
国債証券	77.57%
社債券	13.46%
特殊債券	2.91%
地方債証券	0.53%
合計	94.47%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド
該当事項はありません。

＜参考：マザーファンドの投資株式の業種別投資比率＞
インターナショナル債券マザーファンド
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

（平成23年12月末現在）

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

該当事項はありません。

＜参考：マザーファンドの投資不動産物件＞

インターナショナル債券マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成23年12月末現在）

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

該当事項はありません。

＜参考：マザーファンドのその他投資資産の主要なもの＞
インターナショナル債券マザーファンド

種類	地域	資産名	買建／売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率
債券先物取引	アメリカ	US 10YR NOTE FUT MAR12	売建	10	101,356,603	101,717,931	1.32%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(３)【運用実績】

①【純資産の推移】

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時（平成13年９月21日）	1	－	1.0000	－
第１計算期間末（平成14年11月19日）	6	－	1.1767	－
第２計算期間末（平成15年11月19日）	22	－	1.2248	－
第３計算期間末（平成16年11月19日）	56	－	1.3180	－
第４計算期間末（平成17年11月21日）	257	－	1.4716	－
第５計算期間末（平成18年11月20日）	490	－	1.5788	－
第６計算期間末（平成19年11月19日）	843	－	1.6687	－
第７計算期間末（平成20年11月19日）	938	－	1.3153	－
第８計算期間末（平成21年11月19日）	1,274	－	1.4680	－
第９計算期間末（平成22年11月19日）	1,433	－	1.3461	－
平成23年１月末日	1,416	－	1.2988	－
平成23年２月末日	1,440	－	1.3008	－
平成23年３月末日	1,508	－	1.3420	－
平成23年４月末日	1,548	－	1.3711	－
平成23年５月末日	1,538	－	1.3491	－

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
平成23年６月末日	1,551	－	1.3419	－
平成23年７月末日	1,517	－	1.3004	－
平成23年８月末日	1,542	－	1.3098	－
平成23年９月末日	1,499	－	1.2551	－
平成23年10月末日	1,568	－	1.2960	－
第10計算期間末 （平成23年11月21日）	1,535	－	1.2531	－
平成23年11月末日	1,547	－	1.2565	－
平成23年12月末日	1,573	－	1.2617	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

期間	収益率
第１期（平成13年９月21日～平成14年11月19日）	17.7%
第２期（平成14年11月20日～平成15年11月19日）	4.1%
第３期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	7.6%
第４期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	11.7%
第５期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	7.3%
第６期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	5.7%
第７期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	△21.2%
第８期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	11.6%
第９期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	△8.3%
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	△6.9%

（注）収益率＝（当計算期末分配付基準価額－前計算期末分配落基準価額）÷前計算期末分配落基準価額×100

（参考情報）

2011年12月30日 現在

《基準価額・純資産の推移》 (2001年12月28日～2011年12月30日)

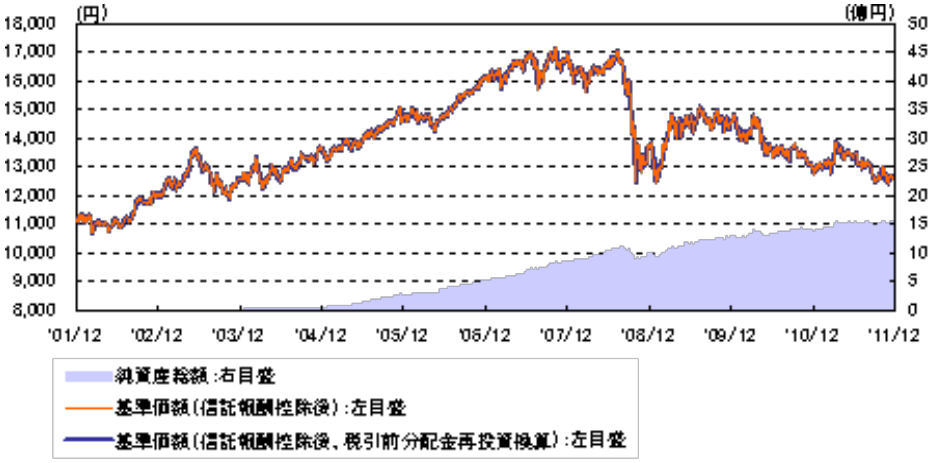

《分配の推移》

2011年11月	0円
2010年11月	0円
2009年11月	0円
2008年11月	0円
2007年11月	0円
設定来累計	0円

＊分配金は1万口当たり、税引前

＊基準価額（信託報酬控除後、税引前分配金再投資換算）は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

《主要な資産の状況》

投資銘柄	投資比率
インターナショナル債券マザーファンド	100.2%

■参考情報
インターナショナル債券マザーファンド
上位10銘柄

	投資銘柄	種別	投資比率
1	US TREASURY NOTE 4 11/15/12	国債証券	7.8%
2	US TREASURY N/B 2.375 03/31/16	国債証券	4.4%
3	US TREASURY N/B 4.625 02/15/40	国債証券	3.5%
4	US TREASURY N/B 2.875 03/31/18	国債証券	3.4%
5	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 2.5 01/04/21	国債証券	3.2%
6	US TREASURY N/B 2 11/30/13	国債証券	3.0%
7	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 3.75 07/04/13	国債証券	2.7%
8	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 4 01/04/37	国債証券	2.4%
9	UK GILT 4.25 06/07/32	国債証券	2.2%
10	US TREASURY N/B 0.625 06/30/12	国債証券	2.0%

債券種別構成

種別	投資比率
国債証券	77.6%
社債券	13.5%
特殊債券	2.9%
地方債証券	0.5%

＊投資比率は全て純資産総額対比

《年間収益率の推移》

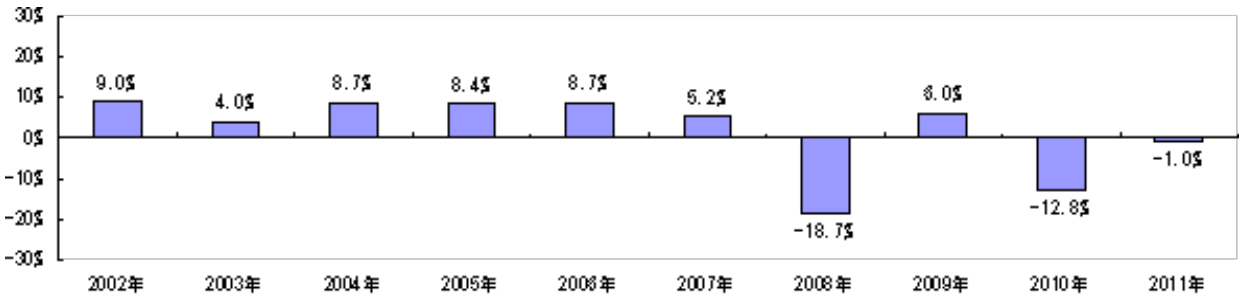

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

(４)【設定及び解約の実績】

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１期（平成13年９月21日～平成14年11月19日）	5,867,366	28,518
第２期（平成14年11月20日～平成15年11月19日）	16,409,530	3,561,755
第３期（平成15年11月20日～平成16年11月19日）	32,480,610	8,315,449
第４期（平成16年11月20日～平成17年11月21日）	151,998,545	19,784,733
第５期（平成17年11月22日～平成18年11月20日）	182,760,312	47,365,040
第６期（平成18年11月21日～平成19年11月19日）	258,153,671	62,926,812
第７期（平成19年11月20日～平成20年11月19日）	320,068,007	111,902,058
第８期（平成20年11月20日～平成21年11月19日）	228,306,347	73,855,853
第９期（平成21年11月20日～平成22年11月19日）	270,173,545	73,690,338
第10期（平成22年11月20日～平成23年11月21日）	272,923,320	112,621,738

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(１)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

(２)取得のお申込みは、確定拠出年金、これに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等による取得のお申込みのみを対象としています。

(３)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初１口＝１円）とします。申込手数料はありません。また、当ファンドの申込単位は１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位とします。

(４)お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることが出来る「分配金受取型」と、分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いの場合があります。

(５)販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定の期間毎に定時定額購入（積立）を行うことができる場合があります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。
＊販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(６)確定拠出年金、またはこれに類する前払退職金等の積立を目的とした定時定額購入等を通じての取得のお申込みについては、当該定めに従うものとします。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合は、解約の請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日以降で英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞

受益者は、委託会社に１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位をもって解約を請求することができます。解約価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額です（解約価額については、お申込みを受付けた販売会社までお問い合わせください。）。

解約代金の支払いは原則として解約請求を受付けた日から起算して５営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。解約にかかる手数料はありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

３【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

有価証券等	評価方法

公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 ※残存期間が１年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。 ※外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。

②基準価額は、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。
大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（２）【保管】
ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】
当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日（平成13年９月21日）から無期限とします。
ただし、信託期間の終了前に信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、あるいは信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託契約の解約の規定にしたがい、信託契約を解約し、この信託を終了させることができます（後記「（５）その他 ①信託契約の解約」をご参照ください。）。

（４）【計算期間】
当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月20日から翌年11月19日までとします。前記にかかわらず各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】
①信託契約の解約
イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
ロ．委託会社は、信託期間終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁へ届け出ます。
ハ．信託契約を解約し信託を終了させる場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
ニ．前ハ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、１月を下らないものとします。また、信託契約の解約を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
ホ．前ニ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、前イ．および前ロ．の信託契約の解約をしません。
ヘ．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ト．前ニ．から前へ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．の一定の期間が１月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

チ．信託契約の解約時の償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額となります。償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、時効によりその権利を失います。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させるものとします。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対してこれらの事項を記載した書面を交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ロ．前イ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は、１月を下らないものとします。また、信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた

受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ハ．前ロ．の一定の期間内に異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、前イ．の信託約款の変更をしません。

ニ．委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑧運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、決算日から３ヵ月以内に有価証券報告書を、半期該当日から３ヵ月以内に半期報告書を提出します。また、委託会社は決算時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

イ．募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、販売会社に異動があれば、委託会社は有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

ロ．運用委託契約

委託会社とＴ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの間の運用委託契約には期限の定めがありません。運用委託契約は、当事者間の合意により変更することができます。なお、当ファンドの投資顧問会社に異動があれば、委託会社は、有価証券届出書の訂正届出書を提出します。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(１)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後の１ヵ月以内の委託会社の指定する日から保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。なお、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

※償還金の支払いは、原則として償還日から起算して５営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(４)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(５)反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第９期計算期間（平成21年11月20日から平成22年11月19日まで）及び第10期計算期間（平成22年11月20日から平成23年11月21日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 平成22年11月19日現在	第10期 平成23年11月21日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,442,920,106	1,545,856,059
流動資産合計	1,442,920,106	1,545,856,059
資産合計	1,442,920,106	1,545,856,059
負債の部		
流動負債		
未払解約金	194,947	157,276
未払受託者報酬	363,360	410,340
未払委託者報酬	8,866,863	10,013,397
その他未払費用	140,933	157,804
流動負債合計	9,566,103	10,738,817
負債合計	9,566,103	10,738,817
純資産の部		
元本等		
元本	1,064,787,377	1,225,088,959
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	368,566,626	310,028,283
（分配準備積立金）	45,789,102	41,468,695
元本等合計	1,433,354,003	1,535,117,242
純資産合計	1,433,354,003	1,535,117,242
負債純資産合計	1,442,920,106	1,545,856,059

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 平成21年11月20日 至 平成22年11月19日	第10期 自 平成22年11月20日 至 平成23年11月21日
営業収益		
有価証券売買等損益	△96,850,639	△87,758,374
営業収益合計	△96,850,639	△87,758,374
営業費用		
受託者報酬	705,481	789,793
委託者報酬	17,215,632	19,273,193
その他費用	140,933	157,804
営業費用合計	18,062,046	20,220,790
営業利益又は営業損失（△）	△114,912,685	△107,979,164
経常利益又は経常損失（△）	△114,912,685	△107,979,164
当期純利益又は当期純損失（△）	△114,912,685	△107,979,164
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,290,667	△3,028,389
期首剰余金又は期首欠損金（△）	406,400,951	368,566,626
剰余金増加額又は欠損金減少額	106,845,816	85,069,699
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	106,845,816	85,069,699
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,058,123	38,657,267
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,058,123	38,657,267
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	368,566,626	310,028,283

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第９期 自 平成21年11月20日 至 平成22年11月19日	第10期 自 平成22年11月20日 至 平成23年11月21日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	－	当ファンドの計算期間は、当計算期末が休日のため、平成22年11月20日から平成23年11月21日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第９期 平成22年11月19日現在	第10期 平成23年11月21日現在
１．元本状況		
期首元本額	868,304,170円	1,064,787,377円
期中追加設定元本額	270,173,545円	272,923,320円
期中一部解約元本額	73,690,338円	112,621,738円
２．受益権の総数	1,064,787,377口	1,225,088,959口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第９期 自 平成21年11月20日 至 平成22年11月19日	第10期 自 平成22年11月20日 至 平成23年11月21日
１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 4,857,157円	１．親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 5,437,572円
２．分配金の計算過程 該当事項はありません。	２．分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	第９期 自 平成21年11月20日 至 平成22年11月19日	第10期 自 平成22年11月20日 至 平成23年11月21日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	同左

３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第９期 平成22年11月19日現在	第10期 平成23年11月21日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)金銭債権及び金銭債務 同左

（追加情報）

第９期 自 平成21年11月20日 至 平成22年11月19日	第10期 自 平成22年11月20日 至 平成23年11月21日
第９期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。	－

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
第９期（平成22年11月19日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△92,538,465
合計	△92,538,465

第10期（平成23年11月21日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△85,734,933
合計	△85,734,933

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
第９期（平成22年11月19日現在）
該当事項はありません。

第10期（平成23年11月21日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
第９期（自 平成21年11月20日 至 平成22年11月19日）
該当事項はありません。

第10期（自 平成22年11月20日 至 平成23年11月21日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第９期 平成22年11月19日現在	第10期 平成23年11月21日現在
１口当たり純資産額 1.3461円 「１口＝１円（10,000口＝13,461円）」	１口当たり純資産額 1.2531円 「１口＝１円（10,000口＝12,531円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	1,024,356,278	1,545,856,059	
合計 １銘柄			1,024,356,278	1,545,856,059	

次へ

＜参考＞
当ファンドは、「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※ 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

インターナショナル債券マザーファンド

（１）貸借対照表

区　　分	平成22年11月19日現在 金 額（円）	平成23年11月21日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	23,167,288	166,893,505
コール・ローン	106,206,337	121,955,949
国債証券	5,918,996,257	5,917,939,281
地方債証券	―	35,537,588
特殊債券	197,541,071	226,976,883
社債券	685,319,704	1,090,795,796
派生商品評価勘定	8,931,613	10,213,885
未収入金	43,359,810	108,609,995
未収利息	73,603,413	81,913,859
前払費用	19,508,006	20,871,188
差入委託証拠金	11,032,705	14,223,622
流動資産合計	7,087,666,204	7,795,931,551
資産合計	7,087,666,204	7,795,931,551
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,152,315	13,203,452
未払金	―	150,442,938
未払解約金	7,077,195	3,598,128
流動負債合計	15,229,510	167,244,518
負債合計	15,229,510	167,244,518
純資産の部		
元本等		
元本	4,422,177,559	5,055,157,744
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,650,259,135	2,573,529,289
元本等合計	7,072,436,694	7,628,687,033
純資産合計	7,072,436,694	7,628,687,033
負債純資産合計	7,087,666,204	7,795,931,551

次へ

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成21年11月20日 至 平成22年11月19日	自 平成22年11月20日 至 平成23年11月21日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同左 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	同左
３．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益 同左
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建資産等の会計処理 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成22年11月19日現在	平成23年11月21日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	3,528,399,365円	4,422,177,559円
期中追加設定元本額	1,433,123,866円	1,500,429,660円
期中一部解約元本額	539,345,672円	867,449,475円
元本の内訳		
大和住銀ＤＣ外国債券ファンド	902,219,788円	1,024,356,278円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	102,283,760円	128,015,349円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	177,048,950円	197,311,598円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	140,554,004円	157,684,575円
大和住銀ライフプラン・外国債券	1,682,818,730円	2,244,803,642円
大和住銀ライフプラン・バランス３０	455,045円	－
大和住銀ライフプラン・バランス５０	1,127,167円	－
大和住銀ライフプラン・バランス７０	548,178円	－
大和住銀／Ｔ．ロウ・プライス外国債券ファンドＶＡ	1,113,785,840円	1,067,074,753円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,959,207円	2,120,596円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,444,832円	3,626,493円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,176,256円	1,343,465円
大和住銀バランスファンド60（適格機関投資家限定）	76,416,221円	70,782,392円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	93,253,608円	129,463,407円
大和住銀FoF用外国債券ファンド（ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	124,085,973円	28,575,196円
合計	4,422,177,559円	5,055,157,744円
２．受益権の総数	4,422,177,559口	5,055,157,744口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成21年11月20日 至　平成22年11月19日	自　平成22年11月20日 至　平成23年11月21日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、法務コンプライアンス部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用本部に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成22年11月19日現在	平成23年11月21日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)金銭債権及び金銭債務 同左

（追加情報）

自　平成21年11月20日 至　平成22年11月19日	自　平成22年11月20日 至　平成23年11月21日
当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。	－

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
（平成22年11月19日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国 債 証 券	51,753,401
特 殊 債 券	6,481,518
社　債　券	2,661,495
合計	60,896,414

※「計算期間」とは、「インターナショナル債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成22年２月23日から平成22年11月19日まで）を指しております。

（平成23年11月21日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国 債 証 券	140,220,234
地 方 債 証 券	△45,764
特 殊 債 券	3,094,898
社　債　券	△17,009,834
合計	126,259,534

※「計算期間」とは、「インターナショナル債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年２月23日から平成23年11月21日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（債券関連）

区分	種類	平成22年11月19日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益※（円）
市場取引	債券先物取引 買建 US 5YR NOTE(CBT) Dec10	70,279,725	－	70,389,516	109,791
合計		－	－	70,389,516	109,791

区分	種類	平成23年11月21日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益※（円）
市場取引	債券先物取引 売建 US 10YR NOTE FUT Dec11	98,012,910	－	100,224,360	△2,211,450
合計		－	－	100,224,360	△2,211,450

※評価損益は、「インターナショナル債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものです。
（注）時価の算定方法
１）先物取引の残高表示は、契約額によっております。
外国先物においては、契約額等には、手数料相当額を含んでおりません。
２）期末の評価においては、取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段等又は最終相場で評価しております。
３）契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

（通貨関連）

区分	種類	平成22年11月19日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益※（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	34,073,761	－	34,316,859	243,098
	カナダ・ドル	4,800,000	－	4,849,388	49,388
	オーストラリア・ドル	18,787,036	－	19,142,179	355,143
	シンガポール・ドル	241,204,734	－	244,927,849	3,723,115
	イギリス・ポンド	3,979,000	－	4,050,944	71,944
	スイス・フラン	70,974,936	－	70,749,685	△225,251
	デンマーク・クローネ	33,116,446	－	33,559,079	442,633
	ノルウェー・クローネ	158,580,819	－	160,236,672	1,655,853
	スウェーデン・クローナ	8,349,363	－	8,474,917	125,554
	メキシコ・ペソ	62,735,446	－	64,414,014	1,678,568
	ユーロ	95,962,650	－	96,373,421	410,771
	売建				
	アメリカ・ドル	158,730,398	－	161,821,413	△3,091,015
	カナダ・ドル	185,869,592	－	187,782,038	△1,912,446
	シンガポール・ドル	5,001,000	－	5,078,192	△77,192
	イギリス・ポンド	9,358,432	－	9,594,634	△236,202
	スイス・フラン	34,514,000	－	34,457,814	56,186
	デンマーク・クローネ	5,687,548	－	5,714,470	△26,922
	南アフリカ・ランド	47,989,865	－	48,690,146	△700,281
	ポーランド・ズロチ	33,768,116	－	34,243,388	△475,272
	ユーロ	139,735,116	－	141,133,281	△1,398,165
合計		－	－	1,369,610,383	669,507

区分	種類	平成23年11月21日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益※（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	276,731,649	－	275,553,168	△1,178,481
	オーストラリア・ドル	45,451,345	－	44,255,722	△1,195,623
	シンガポール・ドル	68,405,010	－	67,440,272	△964,738
	イギリス・ポンド	104,518,626	－	103,070,739	△1,447,887
	スイス・フラン	35,491,529	－	34,800,337	△691,192
	デンマーク・クローネ	42,989,644	－	42,294,051	△695,593
	ノルウェー・クローネ	138,680,044	－	134,889,038	△3,791,006
	スウェーデン・クローナ	31,281,730	－	30,470,621	△811,109
	メキシコ・ペソ	5,275,680	－	5,255,850	△19,830
	ポーランド・ズロチ	11,563,084	－	11,375,346	△187,738
	売建				
	カナダ・ドル	4,586,780	－	4,513,501	73,279
	オーストラリア・ドル	1,136,752	－	1,133,987	2,765
	イギリス・ポンド	32,261,431	－	32,200,896	60,535
	メキシコ・ペソ	120,333,175	－	117,389,960	2,943,215
	ユーロ	477,500,492	－	470,375,206	7,125,286
合計		－	－	1,375,018,694	△778,117

※評価損益は、「インターナショナル債券マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものです。

（注）時価の算定方法
A．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。
① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
B．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自 平成21年11月20日 至 平成22年11月19日）
該当事項はありません。

（自 平成22年11月20日 至 平成23年11月21日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成22年11月19日現在	平成23年11月21日現在
１口当たり純資産額 1.5993円 「１口＝１円（10,000口＝15,993円）」	１口当たり純資産額 1.5091円 「１口＝１円（10,000口＝15,091円）」

（３）附属明細表
①有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ・ドル	国債証券	BRAZIL 4.875 01/22/21	225,000.000	249,750.000	
	国債証券	LITHUN 6.125 03/09/21	225,000.000	220,792.500	
	国債証券	PERU 6.55 03/14/37	210,000.000	265,818.000	
	国債証券	REPNAM 5.5 11/03/21	250,000.000	253,750.000	
	国債証券	RUSSIA 5 04/29/20	500,000.000	519,775.000	
	国債証券	T 2 11/30/13	2,862,000.000	2,959,250.760	
	国債証券	T 2.125 08/15/21	307,000.000	310,594.970	
	国債証券	T 2.25 01/31/15	1,414,000.000	1,493,693.040	
	国債証券	T 2.375 03/31/16	4,045,000.000	4,325,601.650	
	国債証券	T 2.625 04/30/16	1,224,000.000	1,322,201.520	
	国債証券	T 2.875 03/31/18	2,164,000.000	2,373,280.440	
	国債証券	T 4.625 02/15/40	2,607,000.000	3,450,390.570	
	国債証券	T 5.375 02/15/31	1,009,000.000	1,415,980.150	
	国債証券	T-BOND 5.25 02/15/29	683,000.000	930,744.590	
	国債証券	T-NOTE 4 11/15/12	7,504,000.000	7,789,452.160	
	特殊債券	BNG 5.25 01/31/17	737,000.000	857,352.100	
	特殊債券	ESKOM 5.75 01/26/21	460,000.000	462,760.000	
	特殊債券	GAZPRU 8.146 04/11/18	400,000.000	457,840.000	
	特殊債券	PEMEX 5.5 01/21/21	230,000.000	247,595.000	
	社債券	AAP 5.75 05/01/20	15,000.000	16,318.200	
	社債券	ABC 3.5 11/15/21	5,000.000	5,046.550	
	社債券	ABX 5.7 05/30/41	25,000.000	28,307.750	
	社債券	AEP 6.375 04/01/36	15,000.000	18,365.400	
	社債券	AFL 8.5 05/15/19	10,000.000	12,296.600	
	社債券	AGL 5.25 08/15/19	5,000.000	5,574.400	
	社債券	AIG 4.25 09/15/14	15,000.000	14,584.200	
	社債券	AMP 7.3 06/28/19	15,000.000	18,000.150	
	社債券	AMT 4.5 01/15/18	25,000.000	25,829.250	
	社債券	AMT 7.25 05/15/19	30,000.000	35,635.200	
	社債券	APA 5.1 09/01/40	25,000.000	29,096.000	
	社債券	APC 6.375 09/15/17	15,000.000	17,122.650	
	社債券	ATI 5.95 01/15/21	30,000.000	32,212.500	
	社債券	BAC 3.75 07/12/16	15,000.000	13,651.200	
	社債券	BAC 5.65 05/01/18	25,000.000	23,301.250	
	社債券	BAC 6.5 08/01/16	55,000.000	54,233.850	
	社債券	BAC 6.875 04/25/18	20,000.000	19,894.200	
	社債券	BG 4.1 03/15/16	20,000.000	20,557.000	

社債券	BHI 3.2 08/15/21	25,000.000	25,658.750	
社債券	BHP 7.25 08/15/18	10,000.000	11,325.000	
社債券	BPL 4.875 02/01/21	30,000.000	31,559.100	
社債券	BPLN 3.125 10/01/15	15,000.000	15,617.700	
社債券	BRK 5.05 03/01/41	40,000.000	43,543.200	
社債券	BRK 5.4 06/01/41	25,000.000	28,646.500	
社債券	BSY 9.5 11/15/18	15,000.000	19,779.000	
社債券	BWP 5.5 02/01/17	20,000.000	21,597.000	
社債券	C 4.587 12/15/15	25,000.000	25,498.250	
社債券	C 5.5 10/15/14	25,000.000	26,295.500	
社債券	C 6.125 05/15/18	25,000.000	26,600.500	
社債券	C 6.5 08/19/13	30,000.000	31,599.600	
社債券	CAH 4.625 12/15/20	25,000.000	26,791.750	
社債券	CARGIL 3.25 11/15/21	25,000.000	24,711.500	
社債券	CDEL 3.875 11/03/21	500,000.000	502,200.000	
社債券	CEG 5.15 12/01/20	25,000.000	26,030.000	
社債券	CLF 4.875 04/01/21	20,000.000	19,730.000	
社債券	CMCSA 5.15 04/30/20	30,000.000	33,735.000	
社債券	CNQCN 6.25 03/15/38	20,000.000	24,644.200	
社債券	COXENT 8.375 03/01/39	15,000.000	20,381.100	
社債券	DOW 2.5 02/15/16	10,000.000	10,038.100	
社債券	DOW 8.55 05/15/19	20,000.000	25,464.000	
社債券	DPS 3.2 11/15/21	10,000.000	9,926.400	
社債券	ELEBRA 5.75 10/27/21	200,000.000	209,800.000	
社債券	ENR 4.7 05/19/21	15,000.000	16,083.000	
社債券	ENTERP 5.25 10/01/20	20,000.000	21,420.800	
社債券	EPD 5.95 02/01/41	25,000.000	27,992.750	
社債券	EQT 4.875 11/15/21	30,000.000	29,853.600	
社債券	ESV 3.25 03/15/16	25,000.000	25,484.750	
社債券	EXC 6.25 10/01/39	10,000.000	12,122.600	
社債券	FCX 8.375 04/01/17	15,000.000	16,048.500	
社債券	FE 4.8 02/15/15	65,000.000	69,670.250	
社債券	FITB 3.625 01/25/16	25,000.000	25,559.250	
社債券	FRTEL 2.75 09/14/16	5,000.000	4,977.750	
社債券	GE 2.1 01/07/14	50,000.000	50,470.000	
社債券	GE 5.3 02/11/21	45,000.000	46,632.600	
社債券	GE 5.875 01/14/38	35,000.000	35,291.550	
社債券	GMT 4.85 06/01/21	25,000.000	25,214.000	
社債券	GS 3.625 02/07/16	40,000.000	38,169.600	
社債券	GS 3.7 08/01/15	55,000.000	53,700.900	
社債券	GS 6.25 02/01/41	15,000.000	13,989.450	
社債券	H 5.75 08/15/15	25,000.000	26,768.500	
社債券	HES 6 01/15/40	20,000.000	23,095.600	
社債券	HOLNVX 6 12/30/19	30,000.000	31,635.600	
社債券	HPQ 3 09/15/16	25,000.000	25,678.250	
社債券	HSBC 5.1 04/05/21	50,000.000	51,509.500	
社債券	INTPET 5.5 03/01/22	250,000.000	247,812.500	
社債券	IP 4.75 02/15/22	20,000.000	20,260.600	
社債券	JEF 8.5 07/15/19	15,000.000	13,050.000	
社債券	JPM 3.4 06/24/15	25,000.000	25,466.000	
社債券	JPM 3.7 01/20/15	65,000.000	66,855.750	
社債券	JPM 6 01/15/18	10,000.000	11,086.800	
社債券	JWN 6.75 06/01/14	10,000.000	11,268.800	
社債券	KEY 3.75 08/13/15	20,000.000	20,489.000	
社債券	KMP 4.15 03/01/22	5,000.000	5,110.150	
社債券	KORELE 4.75 07/13/21	245,000.000	249,770.150	
社債券	KSS 4 11/01/21	5,000.000	5,085.600	
社債券	KZOKZ 6.375 04/09/21	200,000.000	210,000.000	
社債券	LLL 4.75 07/15/20	25,000.000	23,876.000	
社債券	LNC 4.85 06/24/21	10,000.000	9,681.500	
社債券	MMP 4.25 02/01/21	5,000.000	5,257.300	
社債券	MO 4.75 05/05/21	25,000.000	26,348.000	
社債券	MO 9.25 08/06/19	20,000.000	26,143.800	
社債券	MS 6 04/28/15	120,000.000	119,265.600	

	社債券	MTNA 3.75 08/05/15	30,000.000	28,785.900	
	社債券	MTVD 6.85 01/15/40	15,000.000	19,998.600	
	社債券	NBR 4.625 09/15/21	10,000.000	10,068.000	
	社債券	NBR 9.25 01/15/19	20,000.000	25,001.200	
	社債券	NCM 4.45 11/15/21	10,000.000	9,851.800	
	社債券	NI 6.25 12/15/40	20,000.000	21,696.200	
	社債券	NSANY 3.25 01/30/13	10,000.000	10,167.900	
	社債券	NWSA 6.15 03/01/37	25,000.000	26,591.500	
	社債券	OMC 6.25 07/15/19	30,000.000	35,166.900	
	社債券	ONCRTX 4.55 12/01/41	10,000.000	9,980.400	
	社債券	PAA 5.75 01/15/20	20,000.000	22,386.200	
	社債券	PETBRA 5.375 01/27/21	469,000.000	493,195.710	
	社債券	PEUGOT 4.375 04/04/16	25,000.000	23,551.000	
	社債券	PM 4.375 11/15/41	15,000.000	14,908.050	
	社債券	PNC 4.375 08/11/20	20,000.000	21,293.000	
	社債券	PNC 6.7 06/10/19	15,000.000	18,052.200	
	社債券	PPL 3.9 05/01/16	25,000.000	26,087.750	
	社債券	PRU 4.5 11/16/21	15,000.000	14,719.650	
	社債券	RBS 3.4 08/23/13	25,000.000	24,581.750	
	社債券	RDC 5 09/01/17	20,000.000	21,148.200	
	社債券	RENAUL 4.6 04/12/16	20,000.000	19,496.200	
	社債券	RIOLN 4.125 05/20/21	25,000.000	26,258.750	
	社債券	ROP 6.25 09/01/19	15,000.000	17,855.550	
	社債券	RSG 5.7 05/15/41	25,000.000	29,179.750	
	社債券	SLMA 6.25 01/25/16	25,000.000	24,172.000	
	社債券	SNI 3.55 01/15/15	25,000.000	26,253.500	
	社債券	SO 4.75 09/01/40	25,000.000	27,947.000	
	社債券	SPG 2.8 01/30/17	10,000.000	9,989.200	
	社債券	SRE 6 10/15/39	10,000.000	12,458.400	
	社債券	STI 3.6 04/15/16	10,000.000	10,257.900	
	社債券	T 5.55 08/15/41	20,000.000	22,183.600	
	社債券	TD 2.375 10/19/16	50,000.000	50,453.000	
	社債券	TE 5.15 03/15/20	20,000.000	22,152.600	
	社債券	TITIM 5.25 11/15/13	25,000.000	24,266.250	
	社債券	TLMCN 3.75 02/01/21	25,000.000	24,546.750	
	社債券	TWC 5.5 09/01/41	20,000.000	20,287.200	
	社債券	TWX 6.875 06/15/18	25,000.000	29,606.500	
	社債券	UNH 4.625 11/15/41	15,000.000	14,934.450	
	社債券	USB 3.442 02/01/16	20,000.000	20,448.600	
	社債券	VALEBZ 6.25 01/23/17	10,000.000	11,266.600	
	社債券	VLO 6.125 06/15/17	30,000.000	33,755.400	
	社債券	VMI 6.625 04/20/20	10,000.000	11,620.100	
	社債券	WESAU 2.983 05/18/16	15,000.000	15,274.200	
	社債券	WFC 4.6 04/01/21	25,000.000	26,689.000	
	社債券	WPPLN 4.75 11/21/21	5,000.000	4,888.350	
	社債券	WPZ 4.125 11/15/20	15,000.000	15,211.350	
	社債券	XRX 5.2 06/01/15	15,000.000	16,158.000	
	社債券	XRX 8.25 05/15/14	10,000.000	11,360.900	
	小計（アメリカ・ドル）149銘柄		31,705,000.000	34,762,220.310 (2,673,909,986)	
カナダ・ドル	国債証券	CAN 3.5 06/01/13	601,000.000	624,637.330	
	国債証券	CAN 3.75 06/01/19	414,000.000	469,372.500	
	国債証券	CAN 4 06/01/17	179,000.000	202,515.230	
	国債証券	CAN 4.5 06/01/15	462,000.000	514,788.120	
	国債証券	CAN 5 06/01/14	362,000.000	398,073.300	
	国債証券	CAN 5 06/01/37	125,000.000	175,742.500	
	国債証券	CAN 5.75 06/01/29	437,000.000	629,577.160	
	小計（カナダ・ドル）７銘柄		2,580,000.000	3,014,706.140 (225,349,284)	
オーストラリア・ドル	地方債証券	NSWTC 6 03/01/22	423,000.000	463,151.160	
	特殊債券	KFW 6 08/20/20	377,000.000	386,462.700	
	小計（オーストラリア・ドル）２銘柄		800,000.000	849,613.860 (65,190,871)	
イギリス・ポンド	国債証券	UKT 2.75 01/22/15	471,000.000	500,060.700	
	国債証券	UKT 3.75 09/07/21	124,000.000	140,169.600	

	国債証券	UKT 4.25 06/07/32	1,314,000.000	1,560,769.200	
	国債証券	UKT 4.25 09/07/39	958,000.000	1,146,821.800	
	国債証券	UKT 4.5 03/07/19	849,000.000	1,005,725.400	
	国債証券	UKT 4.75 09/07/15	463,000.000	530,088.700	
	国債証券	UKT 5 03/07/18	245,000.000	295,568.000	
	国債証券	UKT 5 09/07/14	480,000.000	537,648.000	
	小計（イギリス・ポンド）８銘柄		4,904,000.000	5,716,851.400 (692,596,547)	
デンマーク・クローネ	国債証券	DGB 5 11/15/13	2,080,000.000	2,256,841.600	
	小計（デンマーク・クローネ）１銘柄		2,080,000.000	2,256,841.600 (31,550,645)	
スウェーデン・クローナ	国債証券	SGB 3.75 08/12/17	1,330,000.000	1,490,996.500	
	小計（スウェーデン・クローナ）１銘柄		1,330,000.000	1,490,996.500 (16,907,900)	
メキシコ・ペソ	国債証券	MBONO 10 12/05/24	4,973,000.000	6,391,697.440	
	国債証券	MBONO 8.5 11/18/38	13,976,000.000	14,975,982.800	
	国債証券	MBONO 8.5 12/13/18	21,181,000.000	24,484,812.380	
	小計（メキシコ・ペソ）３銘柄		40,130,000.000	45,852,492.620 (256,773,958)	
韓国・ウォン	国債証券	KORMSB 3.62 04/02/12	1,261,970,000.000	1,262,941,716.900	
	小計（韓国・ウォン）１銘柄		1,261,970,000.000	1,262,941,716.900 (85,374,860)	
マレーシア・リンギット	国債証券	MGS 3.7 05/15/13	380,000.000	384,662.600	
	国債証券	MGS 3.718 06/15/12	454,000.000	456,969.160	
	国債証券	MGS 4.012 09/15/17	520,000.000	536,052.400	
	国債証券	MGS 4.16 07/15/21	1,203,000.000	1,248,365.130	
	国債証券	MGS 4.232 06/30/31	509,000.000	518,854.240	
	国債証券	MGS 4.378 11/29/19	1,298,000.000	1,368,455.440	
	国債証券	MGS 4.392 04/15/26	401,000.000	421,647.490	
	国債証券	MGTB 0 01/27/12	7,660,000.000	7,618,482.800	
	小計（マレーシア・リンギット）８銘柄		12,425,000.000	12,553,489.260 (304,171,044)	
ポーランド・ズロチ	国債証券	POLGB 5.5 04/25/15	1,024,000.000	1,045,145.600	
	国債証券	POLGB 5.5 10/25/19	559,000.000	558,580.750	
	国債証券	POLGB 5.75 09/23/22	236,000.000	234,890.800	
	小計（ポーランド・ズロチ）３銘柄		1,819,000.000	1,838,617.150 (43,391,364)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 5 09/28/12	390,000.000	395,850.000	
	国債証券	BGB 2.75 03/28/16	400,000.000	377,080.000	
	国債証券	BGB 3.25 09/28/16	214,000.000	204,348.600	
	国債証券	BGB 3.75 09/28/15	111,000.000	109,590.300	
	国債証券	BGB 4.25 09/28/21	390,000.000	373,074.000	
	国債証券	BGB 5 03/28/35	326,000.000	325,823.960	
	国債証券	BTPS 2 06/01/13	973,000.000	918,015.770	
	国債証券	BTPS 3.75 03/01/21	1,317,000.000	1,075,857.300	
	国債証券	BTPS 4.25 08/01/14	496,000.000	471,745.600	
	国債証券	BTPS 4.5 02/01/18	430,000.000	388,075.000	
	国債証券	BTPS 5 09/01/40	1,370,000.000	1,028,322.000	
	国債証券	BTPS 5.25 08/01/17	273,000.000	258,476.400	
	国債証券	BTPS 6 05/01/31	488,000.000	413,433.600	
	国債証券	BUBILL 0 12/14/11	290,000.000	289,449.000	
	国債証券	DBR 2.5 01/04/21	2,664,000.000	2,820,110.400	
	国債証券	DBR 3 07/04/20	27,000.000	29,767.500	
	国債証券	DBR 3.75 01/04/15	780,000.000	854,880.000	
	国債証券	DBR 3.75 07/04/13	1,935,000.000	2,040,070.500	
	国債証券	DBR 4 01/04/37	1,485,000.000	1,839,618.000	
	国債証券	DBR 4.25 01/04/14	898,000.000	970,154.300	
	国債証券	FRANCEOAT 5.5 04/25/29	416,000.000	488,051.200	
	国債証券	FRTR 4 10/25/14	689,000.000	723,243.300	
	国債証券	FRTR 5.75 10/25/32	956,000.000	1,151,654.960	
	国債証券	NETHER 3.5 07/15/20	85,000.000	91,944.500	
	国債証券	NETHER 5.5 01/15/28	185,000.000	247,715.000	
	国債証券	RAGB 4.65 01/15/18	233,000.000	251,728.540	
	国債証券	RAGB 6.25 07/15/27	227,000.000	290,051.520	
	国債証券	RFGB 3.875 09/15/17	175,000.000	191,800.000	

国債証券	SPGB 4.1 07/30/18	439,000.000	395,890.200	
国債証券	SPGB 4.4 01/31/15	599,000.000	577,951.140	
国債証券	SPGB 4.65 07/30/25	330,000.000	267,300.000	
国債証券	SPGB 6 01/31/29	542,000.000	483,035.820	
特殊債券	BNG 2.5 01/18/16	287,000.000	291,018.000	
特殊債券	GAZPRU 6.605 02/13/18	100,000.000	107,930.000	
社債券	AHOLD 5.875 03/14/12	12,000.000	12,156.600	
社債券	AKZANA 7.25 03/27/15	50,000.000	56,800.000	
社債券	ALVGR FL 01/13/25	61,000.000	61,863.150	
社債券	ANZ 5.125 09/10/19	50,000.000	50,752.500	
社債券	AVLN FL 05/22/38	50,000.000	44,927.500	
社債券	BAC 4.625 02/07/17	50,000.000	40,907.500	
社債券	BAC 7 06/15/16	50,000.000	50,357.500	
社債券	BAC FL 03/28/18	50,000.000	36,680.000	
社債券	BACARD 7.75 04/09/14	50,000.000	55,787.500	
社債券	BACR 4 10/07/19	300,000.000	310,725.000	
社債券	BACR 4.875 03/31/13	35,000.000	35,290.500	
社債券	BACR 4.875 08/13/19	50,000.000	50,120.000	
社債券	BACR 6 01/14/21	100,000.000	83,685.000	
社債券	BATSLN 5.375 06/29/17	50,000.000	56,027.500	
社債券	BBVASM 4.875 01/23/14	50,000.000	49,045.000	
社債券	BMW 3.625 01/29/18	60,000.000	61,383.000	
社債券	BMW 6.375 07/23/12	20,000.000	20,614.000	
社債券	BPLN 3.1 10/07/14	50,000.000	51,602.500	
社債券	BRITEL 6.5 07/07/15	50,000.000	56,082.500	
社債券	C 3.5 08/05/15	105,000.000	100,873.500	
社債券	C 5 08/02/19	80,000.000	75,632.000	
社債券	C FL 02/10/19	20,000.000	16,800.000	
社債券	C FL 05/31/17	50,000.000	41,485.000	
社債券	CAFP 5.375 06/12/15	50,000.000	53,000.000	
社債券	CBAAU 5.5 08/06/19	50,000.000	51,777.500	
社債券	CEZCO 5 10/19/21	50,000.000	52,417.500	
社債券	COFP 4.875 04/10/14	50,000.000	51,526.000	
社債券	CRHID 7.375 05/28/14	50,000.000	54,980.000	
社債券	CS 5.125 09/18/17	100,000.000	105,965.000	
社債券	CS 6.375 06/07/13	40,000.000	41,678.000	
社債券	DAIGR 4.125 01/19/17	51,000.000	54,062.550	
社債券	DANBNK 4.75 06/04/14	50,000.000	51,327.500	
社債券	DB 5.125 08/31/17	50,000.000	54,525.000	
社債券	DNBNOR 4.375 02/24/21	100,000.000	101,651.000	
社債券	DT 6 01/20/17	35,000.000	40,122.250	
社債券	ENEL 4 09/14/16	50,000.000	48,532.500	
社債券	ENIIM 3.5 01/29/18	50,000.000	48,337.500	
社債券	EOANGR 5.5 01/19/16	75,000.000	84,690.000	
社債券	EOANGR 5.75 05/07/20	20,000.000	23,636.000	
社債券	EUTELS 4.125 03/27/17	50,000.000	50,950.000	
社債券	EXPNLN 4.75 02/04/20	50,000.000	53,347.500	
社債券	FNCIM 5.75 12/12/18	57,000.000	48,997.200	
社債券	GASSM 4.125 01/26/18	50,000.000	46,447.500	
社債券	GASSM 5.25 07/09/14	50,000.000	51,205.000	
社債券	GE 4.25 03/01/17	93,000.000	96,813.000	
社債券	GE 4.625 02/22/27	50,000.000	47,650.000	
社債券	GE 5.25 05/18/15	75,000.000	80,842.500	
社債券	GS 5.125 10/16/14	50,000.000	50,207.500	
社債券	GS 6.375 05/02/18	125,000.000	125,106.250	
社債券	GSZFP 2.75 10/18/17	25,000.000	24,871.250	
社債券	GSZFP 5.625 01/18/16	7,000.000	7,855.400	
社債券	GSZFP 6.25 01/24/14	12,000.000	13,211.400	
社債券	HBOS FL 10/30/19	5,000.000	3,637.750	
社債券	HEIANA 7.125 04/07/14	33,000.000	36,441.900	
社債券	HSBC 3.375 01/20/17	250,000.000	253,750.000	
社債券	HSBC 6 06/10/19	50,000.000	51,020.000	
社債券	HSBC 6.25 03/19/18	50,000.000	51,920.000	
社債券	IBM 6.625 01/30/14	50,000.000	55,557.500	

社債券	IMPTOB 4.375 11/22/13	50,000.000	51,732.500	
社債券	INTNED FL 03/15/19	20,000.000	18,226.000	
社債券	ISPIM FL 06/26/18	50,000.000	39,837.500	
社債券	JPM 4.375 01/30/14	50,000.000	51,535.000	
社債券	JPM 5.25 01/14/15	50,000.000	53,152.000	
社債券	JPM FL 11/12/19	50,000.000	46,910.000	
社債券	KBC 3.875 03/31/15	50,000.000	47,950.000	
社債券	KPN 4.75 01/17/17	50,000.000	54,195.000	
社債券	LGEN FL 06/08/25	50,000.000	41,190.000	
社債券	LLOYDS 6.375 06/17/16	50,000.000	52,020.000	
社債券	LLOYDS 6.5 03/24/20	100,000.000	77,085.000	
社債券	LTOIM 5.375 12/05/16	50,000.000	46,142.500	
社債券	MANAG 7.25 05/20/16	3,000.000	3,516.450	
社債券	MONTE 4.75 04/30/14	50,000.000	46,132.500	
社債券	MRKGR 3.375 03/24/15	9,000.000	9,349.650	
社債券	MRKGR 4.875 09/27/13	3,000.000	3,168.300	
社債券	MS 5.5 10/02/17	50,000.000	46,175.000	
社債券	MUNRE FL PERPETUAL	50,000.000	39,562.500	
社債券	NAB 4.75 07/15/16	50,000.000	53,212.500	
社債券	NGGLN 5 07/02/18	55,000.000	60,687.000	
社債券	NWIDE 3.75 01/20/15	50,000.000	49,191.500	
社債券	NWIDE 4.375 02/28/22	150,000.000	154,537.500	
社債券	PEMEX 5.5 02/24/25	345,000.000	327,922.500	
社債券	PEMEX 6.25 08/05/13	15,000.000	15,817.500	
社債券	PEMEX 6.375 08/05/16	25,000.000	27,020.000	
社債券	PFG 4.5 01/26/17	50,000.000	50,142.500	
社債券	PRTP 8.625 04/03/14	23,000.000	26,017.600	
社債券	RABOBK 4.125 01/14/20	25,000.000	26,000.000	
社債券	RABOBK 4.25 01/16/17	60,000.000	63,204.000	
社債券	RBS 4.875 01/20/17	50,000.000	46,437.500	
社債券	RBS 5.375 09/30/19	50,000.000	44,732.500	
社債券	RENAUL 3.25 01/17/14	35,000.000	34,454.000	
社債券	RENAUL 4.375 01/27/15	13,000.000	12,870.000	
社債券	RENTKL 4.625 03/27/14	50,000.000	51,577.500	
社債券	REPSM 4.625 10/08/14	35,000.000	36,324.750	
社債券	ROSW 4.625 03/04/13	11,000.000	11,455.950	
社債券	RWE 6.625 01/31/19	50,000.000	60,250.000	
社債券	RY 4.625 01/22/18	315,000.000	350,626.500	
社債券	SANFP 3.125 10/10/14	3,000.000	3,137.850	
社債券	SANFP 4.5 05/18/16	5,000.000	5,530.500	
社債券	SANTAN FL 05/30/18	50,000.000	38,705.000	
社債券	SEVTRE 5.25 03/11/16	50,000.000	55,177.500	
社債券	SGOFP 4 10/08/18	50,000.000	49,547.500	
社債券	SOCGEN 5.25 03/28/13	50,000.000	50,940.000	
社債券	STANLN 5.875 09/26/17	100,000.000	99,650.000	
社債券	TELEFO 3.661 09/18/17	50,000.000	44,640.000	
社債券	TELEFO 4.693 11/11/19	50,000.000	45,602.500	
社債券	THAMES 3.25 11/09/16	50,000.000	50,770.000	
社債券	TITIM 6.875 01/24/13	50,000.000	51,042.500	
社債券	TOYOTA 5.25 02/03/12	14,000.000	14,107.100	
社債券	TPSA 6 05/22/14	50,000.000	54,340.000	
社債券	UBS 3.5 07/15/15	35,000.000	35,421.750	
社債券	UBS 6 04/18/18	50,000.000	55,462.500	
社債券	UCGIM 4.875 02/12/13	50,000.000	48,062.500	
社債券	UCGIM 5.75 09/26/17	50,000.000	39,300.000	
社債券	VATFAL 4.125 03/18/13	50,000.000	51,690.000	
社債券	VIEFP 5.375 05/28/18	37,000.000	40,213.450	
社債券	VINCI 7.375 03/20/19	50,000.000	60,555.000	
社債券	VIVFP 4.875 12/02/19	50,000.000	51,015.000	
社債券	VOTORA 5.25 04/28/17	50,000.000	49,902.500	
社債券	VW 3.375 07/28/14	25,000.000	25,947.500	
社債券	WESAU 3.875 07/10/15	50,000.000	52,775.000	
社債券	WSTP 4.875 09/28/12	50,000.000	51,375.000	
社債券	ZURNVX FL 07/24/39	50,000.000	49,577.500	

	小計（ユーロ）156銘柄	27,377,000.000	27,635,563.460 (2,876,033,089)	
合計			7,271,249,548 (7,271,249,548)	

（注）1．各種通貨ごとの小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄は邦貨金額を表示しております。( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	15銘柄	35.05%	36.77%
	特殊債券	４銘柄		
	社債券	130銘柄		
カナダ・ドル	国債証券	７銘柄	2.95%	3.10%
オーストラリア・ドル	地方債証券	１銘柄	0.85%	0.90%
	特殊債券	１銘柄		
イギリス・ポンド	国債証券	８銘柄	9.08%	9.53%
デンマーク・クローネ	国債証券	１銘柄	0.41%	0.43%
スウェーデン・クローナ	国債証券	１銘柄	0.22%	0.23%
メキシコ・ペソ	国債証券	３銘柄	3.37%	3.53%
韓国・ウォン	国債証券	１銘柄	1.12%	1.18%
マレーシア・リンギット	国債証券	８銘柄	3.99%	4.18%
ポーランド・ズロチ	国債証券	３銘柄	0.57%	0.60%
ユーロ	国債証券	32銘柄	37.70%	39.55%
	特殊債券	２銘柄		
	社債券	122銘柄		

※組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等並びに時価の状況表
　注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。
前へ

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】
（平成23年12月末現在）

大和住銀ＤＣ外国債券ファンド

Ⅰ 資産総額	1,575,586,683	円
Ⅱ 負債総額	2,445,201	円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,573,141,482	円
Ⅳ 発行済数量	1,246,843,221	口
Ⅴ １単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2617	円

＜参考：マザーファンドの純資産額計算書＞
（平成23年12月末現在）
インターナショナル債券マザーファンド

Ⅰ 資産総額	7,733,339,694	円
Ⅱ 負債総額	22,506,428	円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,710,833,266	円
Ⅳ 発行済数量	5,067,326,417	口
Ⅴ １単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5217	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換手続など

該当事項はありません。

２　受益者名簿

作成しません。

３　受益者集会

開催しません。

４　受益者に対する特典

ありません。

５ 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

６ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

７ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

８ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

9 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

資本金の額：20億円（平成23年12月末現在）
会社が発行する株式総数：12,800,000株
発行済株式総数：3,850,000株
最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(２)会社の機構

会社は、８名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は２名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は３日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の６名以上が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

＜投信運用の意思決定プロセス＞

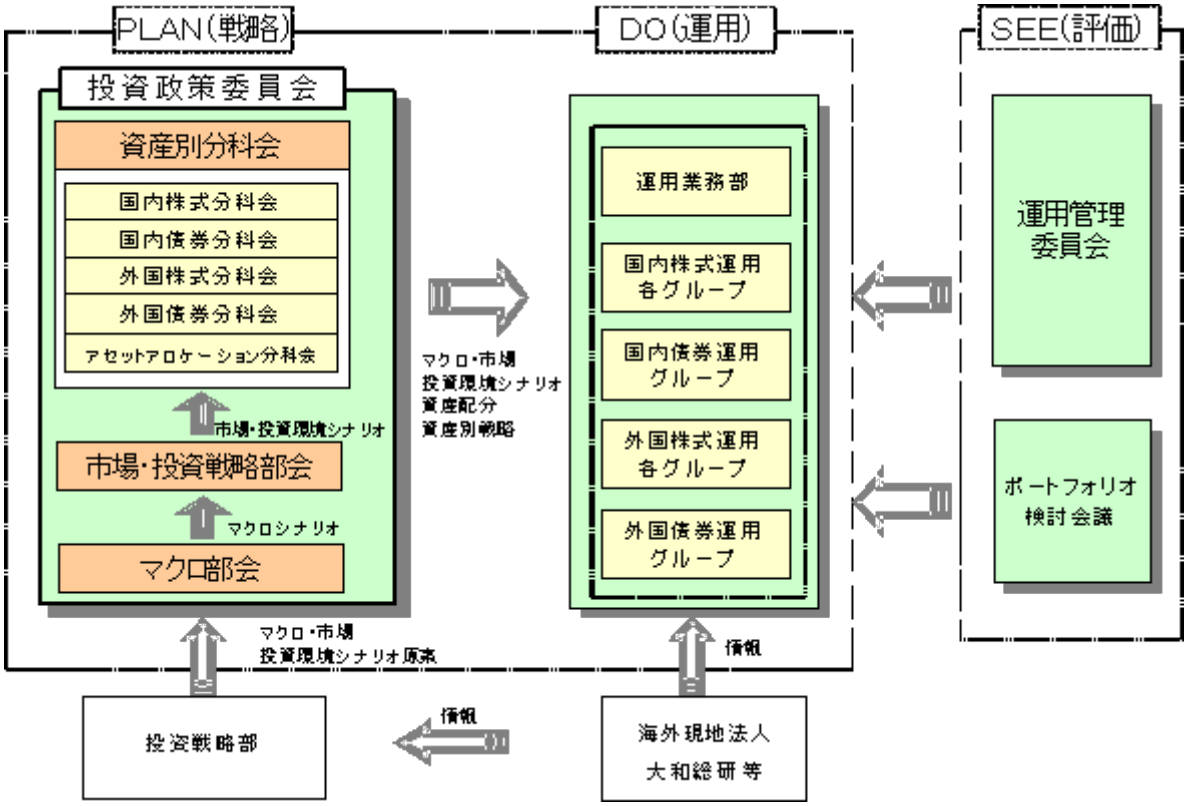

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年４月１日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年12月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、152本であり、その純資産総額は、約2,645,497百万円です（なお、親投資信託50本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	3	16,059百万円
追加型株式投資信託	148	2,627,613百万円
追加型公社債投資信託	1	1,825百万円
合計	152	2,645,497百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。
なお、前事業年度(平成21年４月１日から平成22年３月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年４月１日から平成23年３月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第38期事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受け、第39期事業年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）の財務諸表及び、第40期中間会計期間（自　平成23年４月１日　至　平成23年９月30日）の中間財務諸表については、有限責任　あずさ監査法人による監査を受けております。
なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年７月１日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

（１）【貸借対照表】　（単位：千円）

		第38期 （平成22年3月31日）	第39期 （平成23年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		10,732,367	13,597,002
前払費用		158,204	167,271
未収委託者報酬		―	2,467,550
未収運用受託報酬		―	939,007
未収収益		3,018,894	32,023
繰延税金資産		401,279	503,471
その他		3	6,482
流動資産計		14,310,748	17,712,808
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	330,961	271,199
器具備品	※1	66,930	47,723
土地		710	710
リース資産		―	10,015
建設仮勘定		―	35,928
有形固定資産計		398,601	365,576
無形固定資産			
ソフトウエア		561,554	455,655
ソフトウエア仮勘定		―	1,454
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		574,261	469,816
投資その他の資産			
投資有価証券		4,474,278	4,606,283
関係会社株式		1,169,774	1,169,774
従業員長期貸付金		5,277	3,331
長期差入保証金		743,958	743,455
出資金		161,517	161,517
繰延税金資産		536,417	545,849
その他		916	2,186

貸倒引当金	△73,350	△73,350
投資その他の資産計	7,018,789	7,159,048
固定資産計	7,991,652	7,994,441
資産合計	22,302,401	25,707,250

（単位：千円）

	第38期 （平成22年3月31日）	第39期 （平成23年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	―	2,841
未払金	183,571	305,187
未払手数料	―	1,159,542
未払費用	1,657,874	952,264
未払法人税等	915,515	1,586,776
前受収益	2,895	2,895
賞与引当金	715,800	831,200
役員賞与引当金	58,000	69,900
その他	18,976	18,208
流動負債計	3,552,633	4,928,817
固定負債		
リース債務	―	7,674
退職給付引当金	835,692	974,968
役員退職慰労引当金	173,442	132,000
固定負債計	1,009,135	1,114,643
負債合計	4,561,769	6,043,460

（単位：千円）

	第38期 （平成22年3月31日）	第39期 （平成23年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	14,232,788	16,098,918
利益剰余金合計	15,676,519	17,542,649
株主資本合計	17,832,788	19,698,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△92,156	△35,129
評価・換算差額等合計	△92,156	△35,129
純資産合計	17,740,631	19,663,789
負債純資産合計	22,302,401	25,707,250

（２）【損益計算書】　（単位：千円）

	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	3,603,017	3,364,664
委託者報酬	16,956,717	24,069,333
その他営業収益	24,464	112,848
営業収益計	20,584,199	27,546,846
営業費用		
支払手数料	8,348,565	11,618,664
広告宣伝費	164,821	250,770
公告費	―	824
調査費		
調査費	1,113,852	1,159,953
委託調査費	1,923,670	3,031,399
委託計算費	118,521	126,495
営業雑経費		
通信費	29,464	29,827
印刷費	325,398	388,523
協会費	16,722	18,371
諸会費	6,036	5,711
その他	34,513	30,571
営業費用計	12,081,565	16,661,113
一般管理費		
給料		
役員報酬	205,410	208,730
給料・手当	2,717,562	2,738,220
賞与	40,152	34,776
退職金	4,038	814
福利厚生費	478,341	509,031
交際費	14,440	21,011
旅費交通費	129,350	142,945
租税公課	59,772	69,890

不動産賃借料	848,510	842,754
退職給付費用	190,115	194,442
固定資産減価償却費	119,125	91,811
賞与引当金繰入額	715,800	831,200
役員退職慰労引当金繰入額	39,640	39,130
役員賞与引当金繰入額	58,000	69,900
諸経費	233,998	255,110
一般管理費計	5,854,257	6,049,768
営業利益	2,648,375	4,835,964
営業外収益		
受取配当金	502,114	76,007
受取利息	14,130	6,368
その他	32,982	12,177
営業外収益計	549,227	94,553
営業外費用		
為替差損	8,094	11,583
その他	66	340
営業外費用計	8,160	11,923
経常利益	3,189,442	4,918,593
特別損失		
貸倒引当金繰入額	5,000	―
その他	169	340
特別損失計	5,169	340
税引前当期純利益	3,184,273	4,918,252
法人税、住民税及び事業税	1,378,026	2,240,224
法人税等調整額	△168,517	△150,601
法人税等合計	1,209,509	2,089,622
当期純利益	1,974,764	2,828,630

（３）【株主資本等変動計算書】　（単位：千円）

	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	156,268	156,268
資本剰余金合計		
前期末残高	156,268	156,268
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	343,731	343,731
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,100,000	1,100,000
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	13,220,524	14,232,788

当期変動額		
剰余金の配当	△962,500	△962,500
当期純利益	1,974,764	2,828,630
当期変動額合計	1,012,264	1,866,130
当期末残高	14,232,788	16,098,918
利益剰余金合計		
前期末残高	14,664,255	15,676,519
当期変動額		
剰余金の配当	△962,500	△962,500
当期純利益	1,974,764	2,828,630
当期変動額合計	1,012,264	1,866,130
当期末残高	15,676,519	17,542,649
株主資本合計		
前期末残高	16,820,524	17,832,788
当期変動額		
剰余金の配当	△962,500	△962,500
当期純利益	1,974,764	2,828,630
当期変動額合計	1,012,264	1,866,130
当期末残高	17,832,788	19,698,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△225,466	△92,156
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	133,310	57,026
当期変動額合計	133,310	57,026
当期末残高	△92,156	△35,129
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△225,466	△92,156
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	133,310	57,026
当期変動額合計	133,310	57,026

当期末残高	△92,156	△35,129
純資産合計		
前期末残高	16,595,057	17,740,631
当期変動額		
剰余金の配当	△962,500	△962,500
当期純利益	1,974,764	2,828,630
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	133,310	57,026
当期変動額合計	1,145,574	1,923,157
当期末残高	17,740,631	19,663,789

次へ

重要な会計方針

	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価 法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 総平均法による原価法を採用して おります。	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10年４月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　15～30年 器具備品　4～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりま す。
3.引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左

	(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 同左 (5) 役員退職慰労引当金 同左
4.その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
―	（資産除去債務に関する会計基準等の適用） 当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

―	（貸借対照表） 前事業年度までは流動資産の「未収収益」に含めて表示していた「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」及び流動負債の「未払費用」に含めて表示していた「未払手数料」は、表示をより明瞭にするために当事業年度より区分掲記いたしました。なお、前事業年度における「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」及び「未払手数料」の金額は、それぞれ2,048,181 千円、946,091千円、及び952,810千円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第38期 （平成22年3月31日）	第39期 （平成23年3月31日）
※1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　207,904千円 器具備品　228,436千円 2.保証債務 被保証者　従業員 被保証債務の内容　住宅ローン 金額　27,211千円	※1.有形固定資産の減価償却累計額 建物　268,368千円 器具備品　248,865千円 2.保証債務 被保証者　従業員 被保証債務の内容　住宅ローン 金額　23,314千円

（損益計算書関係）

第38期 （自　平成21年4月1日 至　平成22年3月31日）	第39期 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自　平成21年4月1日　至　平成22年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

	前事業年度末 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	3,850	―	―	3,850
合　計	3,850	―	―	3,850

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	962,500	250	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	962,500	利益剰余金	250	平成22年3月31日	平成22年6月29日

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

	前事業年度末株 式 数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株 式 数
発行済株式				
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　計	3,850	－	－	3,850

2.自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	962,500	250	平成22年3月31日	平成22年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月30日開催の第39回定時株主総会において、次のとおり付議致します。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,424,500	利益剰余金	370	平成23年3月31日	平成23年6月30日

（リース取引関係）

<table>
<tr><th>第38期
（自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日）</th><th>第39期
（自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日）</th></tr>
<tr><td>1.ファイナンス・リース取引
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
（借主側）
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>期末残高相当額（千円）</th></tr>
<tr><td>器具備品</td><td>4,823</td><td>2,009</td><td>2,813</td></tr>
<tr><td>合 計</td><td>4,823</td><td>2,009</td><td>2,813</td></tr>
</table>
(2) 未経過リース料期末残高相当額
1年以内 966千円
1年超 1,968千円
合計 2,934千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当
額
支払リース料 1,070千円
減価償却費相当額 964千円
支払利息相当額 143千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
支払利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2.オペレーティング・リース取引
未経過リース料
1年以内 1,609千円
1年超 －千円
合計 1,609千円</td>
<td>1.ファイナンス・リース取引
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
（借主側）
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
<table>
<tr><th></th><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>期末残高相当額（千円）</th></tr>
<tr><td>器具備品</td><td>4,823</td><td>2,974</td><td>1,849</td></tr>
<tr><td>合 計</td><td>4,823</td><td>2,974</td><td>1,849</td></tr>
</table>
(2) 未経過リース料期末残高相当額
1年以内 1,007千円
1年超 961千円
合計 1,968千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当
額
支払リース料 1,070千円
減価償却費相当額 964千円
支払利息相当額 104千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
同左
2.オペレーティング・リース取引
未経過リース料
－</td></tr>
</table>

（金融商品関係）
第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）
当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1.金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。
安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。
その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である未収収益は、主たる事業である投資運用業等より発生する運用報酬、委託者報酬が大半を占めております。これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどがファンド財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。
投資有価証券はその大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。
未払費用は投資信託の販売に係る支払手数料と運用に係る再委託手数料であります。
未払費用の大半を占める支払手数料は、ファンド財産の中から支払われるため、支払期日に支払を実行出来なくなるリスクは極めて軽微であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。
投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。
また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

			（単位：千円）
	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	10,732,367	10,732,367	－
（2）未収収益	3,014,380	3,014,380	－
（3）投資有価証券			
その他有価証券	4,182,854	4,182,854	－
資産計	17,929,602	17,929,602	－
（1）未払費用	1,472,849	1,472,849	－
負債計	1,472,849	1,472,849	－

（*1）未収収益のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。
（*2）未払費用のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、並びに（2）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

（1）未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
（1）その他有価証券	
非上場株式	291,423
（2）子会社株式	
非上場株式	1,169,774
（3）長期差入保証金	743,958

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（3）投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権の決算日以後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
現金・預金	10,732,367
未収収益	3,014,380

合計	13,746,747

（金融商品関係）
第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1.金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。
安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。
その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク
主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。
これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどがファンド財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。
投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。
未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。
これらの債務は、全て１年以内の債務であり、ファンド財産の中から支払われるため、支払期日に支払を実行出来なくなるリスクは極めて軽微であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。
投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。
また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

			（単位：千円）
	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	13,597,002	13,597,002	－
（2）未収委託者報酬	2,467,550	2,467,550	－
（3）未収運用受託報酬	939,007	939,007	－
（4）投資有価証券			
その他有価証券	4,314,859	4,314,859	－
資産計	21,318,420	21,318,420	－
（1）未払手数料	1,159,542	1,159,542	－
（2）未払費用	725,141	725,141	－
負債計	1,884,684	1,884,684	－

（*1）未払費用のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
（1）その他有価証券	
非上場株式	291,423
（2）子会社株式	
非上場株式	1,169,774
（3）長期差入保証金	743,455

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（4）投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	13,597,002	―	―	―
未収委託者報酬	2,467,550	―	―	―
未収運用受託報酬	939,007	―	―	―
投資有価証券				
その他有価証券	―	1,084,621	2,001	―
合計	17,003,560	1,084,621	2,001	―

（有価証券関係）

第38期（平成22年3月31日現在）

1.子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	1,273,000	1,285,821	12,821
	小計	1,273,000	1,285,821	12,821
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	3,065,000	2,897,033	△167,967
	小計	3,065,000	2,897,033	△167,967
合計		4,338,000	4,182,854	△155,145

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 291,423千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	―	―	―

第39期（平成23年3月31日現在）

1.子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	915,000	933,950	18,950
	小計	915,000	933,950	18,950
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	3,459,000	3,380,909	△78,091
	小計	3,459,000	3,380,909	△78,091
合計		4,374,000	4,314,859	△59,140

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 291,423千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	―	―	―

（デリバティブ取引関係）

第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
1.採用している退職給付制度の概要 退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。 2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 835,692千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 144,118千円 確定拠出年金掛金 45,997千円 合 計 190,115千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。	1.採用している退職給付制度の概要 同左 2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務（退職給付引当金） 974,968千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 3.退職給付費用に関する事項 勤務費用 143,190千円 確定拠出年金掛金 51,252千円 合 計 194,442千円 （注）退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）		第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
流動資産	（千円）	流動資産	（千円）
未払事業税	67,959	未払事業税	122,775
賞与引当金	290,614	賞与引当金	337,467
社会保険料	28,209	社会保険料	29,423
未払事業所税	5,090	未払事業所税	5,234
その他	9,404	その他	8,570
（繰延税金資産の小計）	401,279	（繰延税金資産の小計）	503,471
繰延税金資産の純額	401,279	繰延税金資産の純額	503,471
固定資産		固定資産	
退職給付引当金	339,291	退職給付引当金	395,837
投資有価証券	40,700	投資有価証券	40,700
ゴルフ会員権	38,408	ゴルフ会員権	38,408
役員退職慰労引当金	70,417	役員退職慰労引当金	53,592
その他有価証券評価差額金	62,988	その他有価証券評価差額金	24,010
その他	64,125	その他	72,409
（繰延税金資産の小計）	615,932	（繰延税金資産の小計）	624,958
評価性引当額	△ 79,514	評価性引当額	△ 79,108
（繰延税金資産の合計）	536,417	（繰延税金資産の合計）	545,849
繰延税金資産の純額	536,417	繰延税金資産の純額	545,849

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率　40.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目　1.0 受取配当金等永久に益金に算入されない項目　△4.7 過年度法人税等　0.9 その他　0.2 税効果会計適用後の法人税等の負担率　38.0	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1． 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1． 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1． 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客よりの営業収益	24,069,333	3,364,664	112,848	27,546,846

2． 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客よりの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3． 主要な顧客ごとの情報

外部顧客よりの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（追加情報）
当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）
第38期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,590,851	未払費用	385,057
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,710	銀行業	―	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,955,228	未払費用	259,188

取引条件及び取引条件の決定方針等
※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

第39期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,310,157	未払手数料	486,916
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,710	銀行業	―	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,038,329	未払手数料	232,560

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

（１株当たり情報）

第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
１株当たり純資産額 4,607円96銭 １株当たり当期純利益 512円93銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額 5,107円48銭 １株当たり当期純利益 734円71銭 同左

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	第39期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	1,974,764	2,828,630
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,974,764	2,828,630
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

第38期 （自　平成21年4月1日 至　平成22年3月31日）	第39期 （自　平成22年4月1日 至　平成23年3月31日）
該当事項はありません。	同左

次へ

（1）中間貸借対照表　（単位:千円）

		当中間会計期間末 （平成23年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金		13,131,950
前払費用		151,012
未収委託者報酬		2,211,695
未収運用受託報酬		1,053,178
未収収益		28,406
繰延税金資産		315,077
その他		21,609
流動資産計		16,912,931
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	249,233
器具備品	※1	64,530
土地		710
リース資産		8,662
有形固定資産計		323,136
無形固定資産		460,285
投資その他の資産		
投資有価証券		4,975,969
関係会社株式		1,169,774
従業員長期貸付金		2,849
長期差入保証金		741,280
出資金		156,660
繰延税金資産		581,375
その他		546
貸倒引当金		△ 70,650
投資その他の資産計		7,557,805
固定資産計		8,341,226
資産合計		25,254,158

負債の部		
流動負債		
リース債務		2,841
未払金		159,318
未払手数料		1,030,310
未払費用		910,574
未払法人税等		1,185,601
前受収益		96,497
賞与引当金		459,300
役員賞与引当金		39,600
その他	※２	19,088
流動負債計		3,903,133
固定負債		
リース債務		6,254
退職給付引当金		1,066,969
役員退職慰労引当金		125,690
固定負債計		1,198,914
負債合計		5,102,047
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		156,268
資本剰余金合計		156,268
利益剰余金		
利益準備金		343,731
その他利益剰余金		
別途積立金		1,100,000
繰越利益剰余金		16,600,495
利益剰余金合計		18,044,226
株主資本合計		20,200,495
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△48,384
評価・換算差額等合計		△48,384

純資産合計	20,152,111
負債純資産合計	25,254,158

（２）中間損益計算書　（単位:千円）

		当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		13,636,812
運用受託報酬		1,561,275
その他営業収益		74,451
営業収益計		15,272,539
営業費用		9,083,408
一般管理費	※１	3,092,551
営業利益		3,096,579
営業外収益		
受取配当金		148,745
受取利息		1,972
雑収入		22
営業外収益計		150,740
営業外費用		
為替差損		4,569
雑損失		957
営業外費用計		5,527
経常利益		3,241,792
税引前中間純利益		3,241,792
法人税、住民税及び事業税		1,153,789
法人税等調整額		161,926
法人税等合計		1,315,716
中間純利益		1,926,076

（３）中間株主資本等変動計算書　（単位:千円）

	当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	156,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	156,268
資本剰余金合計	
当期首残高	156,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	156,268
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	343,731
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	343,731
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	1,100,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	1,100,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	16,098,918
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 1,424,500
中間純利益	1,926,076
当中間期変動額合計	501,576
当中間期末残高	16,600,495
利益剰余金合計	
当期首残高	17,542,649
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 1,424,500
中間純利益	1,926,076
当中間期変動額合計	501,576
当中間期末残高	18,044,226
株主資本合計	

当期首残高	19,698,918
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 1,424,500
中間純利益	1,926,076
当中間期変動額合計	501,576
当中間期末残高	20,200,495
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△35,129
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△13,254
当中間期変動額合計	△13,254
当中間期末残高	△48,384
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△35,129
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△13,254
当中間期変動額合計	△13,254
当中間期末残高	△48,384
純資産合計	
当期首残高	19,663,789
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 1,424,500
中間純利益	1,926,076
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△13,254
当中間期変動額合計	488,322
当中間期末残高	20,152,111

重要な会計方針

	当中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1)子会社株式及び関連会社株式…総平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの…総平均法による原価法
２．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物15年～30年、器具備品４年～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。 (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末の要支給額を計上しております。
４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日　至 平成23年9月30日）
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額　564,524千円 ※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 ３．保証債務 被保証者　従業員 被保証債務の内容　住宅ローン 金額　21,344千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日　至 平成23年9月30日）		
※１．減価償却実施額	有形固定資産	46,283千円
	無形固定資産	72,190千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日　至 平成23年9月30日）

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式（千株）	3,850	－	－	3,850

2.自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4.配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月30日定時株主総会	普通株式	1,424,500	370	平成23年3月31日	平成23年6月30日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1.ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

（1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	器具備品	合 計
取得価額相当額	4,823千円	4,823千円
減価償却累計額相当額	3,456千円	3,456千円
中間期末残高相当額	1,366千円	1,366千円

（2）未経過リース料中間会計期間末残高相当額

１年以内	1,028千円
１年超	441千円
合 計	1,469千円

（3）支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	535千円
減価償却費相当額	482千円
支払利息相当額	36千円

（4）減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	13,131,950	13,131,950	－
（2）未収委託者報酬	2,211,695	2,211,695	－
（3）未収運用受託報酬	1,053,178	1,053,178	－
（4）投資有価証券			
その他有価証券	4,684,545	4,684,545	－
資産計	21,081,370	21,081,370	－
（1）未払手数料	1,030,310	1,030,310	
（2）未払費用 ※1	714,665	714,665	－
負債計	1,744,976	1,744,976	－

（※1） 未払費用のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

（1）未払手数料及び（2）未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
（1）その他有価証券 非上場株式	291,423
（2）子会社株式 非上場株式	1,169,774
（3）長期差入保証金	741,280

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

1.子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

（単位：千円）

区　　分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	―	―	―
② 債券	―	―	―
③ その他	867,061	855,000	12,061
小計	867,061	855,000	12,061
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	―	―	―

② 債券	―	―	―
③ その他	3,817,483	3,911,000	△93,516
小計	3,817,483	3,911,000	△93,516
合計	4,684,545	4,766,000	△81,454

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1.報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1.製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客よりの営業収益	13,636,812	1,561,275	74,451	15,272,539

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客よりの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客よりの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
(1) １株当たり純資産額	5,234円31銭
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額(千円)	20,152,111
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	―
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	20,152,111
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	3,850

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月１日 至 平成23年9月30日)
(2) １株当たり中間純利益金額	500円28銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額(千円)	1,926,076
普通株式に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,926,076
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
該当事項はありません。

前へ

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)上記(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(２)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成23年９月末現在	事業の内容
住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

・資本金：51,000百万円（平成23年９月末現在）

・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)投資顧問会社

①名称

Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
（T.Rowe Price International Ltd）

②資本金の額

平成23年６月末現在：172百万米ドル（約13,371百万円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成23年12月末現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝77.74円）によります。

③事業の内容

同社（所在地：英国ロンドン）は、米国Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるＴ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。Ｔ．ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるＴ．ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、Ｓ＆Ｐ500インデックスの採用銘柄です。Ｔ．ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、Ｔ．ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

(３)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成23年９月末現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、監督官庁の免許を受け銀行業を営んでいます。
株式会社みずほコーポレート銀行	1,404,065	
住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(２)投資顧問会社

委託会社より、運用指図に関する権限の委託を受けて運用の指図および実行を行います。

(３)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

(１)受託会社

受託会社の住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(２)販売会社

①大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社はファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

②株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループはファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

③住友信託銀行株式会社はファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

第３【その他】

１　目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

(１)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。

(２)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

(３)委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等を記載することがあります。

(４)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。

(５)目論見書の使用開始日を記載することがあります。

(６)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

(７)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。

(８)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。

(９)当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。

(10)ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。

(11)図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

２　目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

３　当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

４　目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年12月27日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯田 浩司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久野 佳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀ＤＣ外国債券ファンドの平成22年11月20日から平成23年11月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀ＤＣ外国債券ファンドの平成23年11月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成23年６月15日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯田 浩司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久野 佳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成23年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月12日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　飯田 浩司　印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　久野 佳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成23年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

前へ

独立監査人の監査報告書

平成22年12月24日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯田 浩司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久野 佳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀ＤＣ外国債券ファンドの平成21年11月20日から平成22年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀ＤＣ外国債券ファンドの平成22年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成22年６月16日

大和住銀投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　飯田 浩司　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　久野 佳樹　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。